

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年12月2日

【会社名】 ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社

【英訳名】 United Super Markets Holdings Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 上田 真

【本店の所在の場所】 東京都千代田区神田錦町一丁目1番

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 株式会社マルエツ
財務経理本部長 渡邊 俊夫
株式会社カスミ
専務取締役上席執行役員経営企画本部マネジャー兼経営企画部マネジャー
兼コンプライアンス統括室マネジャー兼蛻変プロジェクトマネジャー
本郷 晴重
マックスバリュ関東株式会社
経営企画部長 竹村 光弘

【最寄りの連絡場所】 株式会社マルエツ
東京都豊島区東池袋5丁目51番12号
株式会社カスミ
茨城県つくば市西大橋599番地1
マックスバリュ関東株式会社
東京都江東区亀戸5丁目30番3

【電話番号】 株式会社マルエツ
03 - 3590 - 1231(直通)
株式会社カスミ
029 - 850 - 1850(代表)
マックスバリュ関東株式会社
03 - 6892 - 5800(代表)

【事務連絡者氏名】 株式会社マルエツ
財務経理本部長 渡邊 俊夫
株式会社カスミ
専務取締役上席執行役員経営企画本部マネジャー兼経営企画部マネジャー
兼コンプライアンス統括室マネジャー兼蛻変プロジェクトマネジャー
本郷 晴重
マックスバリュ関東株式会社
経営企画部長 竹村 光弘

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 108,890,585,716円
(注) 本届出書提出日において未確定であるため、株式会社マルエツ(以下「マルエツ」といいます。)、株式会社カスミ(以下「カスミ」といいます。))及びマックスバリュ関東株式会社(以下「MV関東」といい、マルエツ及びカスミとあわせて、「3社」と総称します。)の平成26年2月28日現在における株主資本の額(簿価)を合算した金額を記載しております。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	131,687,853株 (注) 1, 2, 3	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら規定のない、当社における標準となる株式であります。 普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。 (注) 4

- (注) 1 普通株式は、関係当局の許認可等を前提として、平成26年10月31日に開催されたマルエツ、カスミ及びMV関東の各取締役会の決議(株式移転計画作成及び統合契約締結の承認並びに株主総会への付議)並びに平成26年12月18日、平成26年12月22日、平成26年12月18日に各々開催予定のマルエツ、カスミ、MV関東の各臨時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づき行う株式移転(以下「本株式移転」といいます。)に伴い発行する予定であります。
- 2 マルエツの平成26年8月31日時点における普通株式の発行済株式総数(128,894,833株)、カスミの平成26年8月31日時点における普通株式の発行済株式総数(65,013,859株)、MV関東の平成26年11月30日時点における普通株式の発行済株式総数(10,000株)を前提として算出しております。但し、マルエツ及びカスミは、当社が3社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」といいます。)においてそれぞれが保有する自己株式の全部(本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含みます。)を株式買取請求に係る株式の買取りの効力が生じた後、本株式移転の効力発生までの間に消却する予定であるため、マルエツの平成26年8月31日時点における自己株式数(3,571,372株)及びカスミの平成26年8月31日時点における自己株式数(240,971株)は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。また、MV関東は、平成26年10月30日開催の株主総会において、平成26年11月30日までにイオン株式会社(以下「イオン」といいます。)を割当先とする第三者割当増資により、新たに2,000株を発行する旨決議し、平成26年11月14日に同第三者割当増資を実施していますが、かかる株式は、上記の算出において、新株式交付の対象に含めております。
なお、マルエツ又はカスミの株主から株式買取請求権の行使がなされた場合等、マルエツ又はカスミの平成26年8月31日時点における自己株式数が基準時までに変動した場合は、当社が交付する新株式数が変動することがあります。
- 3 マルエツ、カスミ及びMV関東は、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)に新規上場申請を行う予定であります。
- 4 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりであります。
名称 株式会社証券保管振替機構
住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【募集の方法】

株式移転によることとします。(注) 1, 2

- (注) 1 当社普通株式は、当社成立の日の直前のマルエツ、カスミ及びMV関東の最終の株主名簿に記載又は記録されたそれぞれの株主に、マルエツの普通株式1株に対して当社の普通株式0.51株、カスミの普通株式1株に対して当社の普通株式1株、MV関東の普通株式1株に対して当社の普通株式300株がそれぞれ割当て交付されます。各株主に対する発行価格は発行価額の総額を発行数で除した額となり、そのうち資本金に組み入れられる額は資本組入額の総額を発行数で除した額となります。発行価額の総額は、本届出書提出日において未確定であります。マルエツ、カスミ及びMV関東の平成26年2月28日現在における株主資本の額(簿価)を合算した金額は108,890,585,716円であり、発行価額の総額のうち100億円が資本金に組み入れられます。
- 2 当社は、東京証券取引所へ上場申請手続(東京証券取引所有価証券上場規程第201条第2項)を行い、いわゆるテクニカル上場(同規程第2条第73号、第208条)により平成27年3月2日より東京証券取引所市場第一部に上場する予定であります。テクニカル上場とは、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等(効力発生日等から6か月以内に上場申請するもの)に限ります(同規程施行規則第216条第1項。)について、同規程に定める流動性基準への適合状況を確認し、速やかな上場を認める制度であります。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

【入札による募集】

該当事項はありません。

【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

該当事項はありません。

【申込取扱場所】

該当事項はありません。

【払込取扱場所】

該当事項はありません。

4 【株式の引受け】

該当事項はありません。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

該当事項はありません。

(2) 【手取金の使途】

該当事項はありません。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

東京証券取引所への上場について

当社は、前記「第1 募集要項」における新規発行株式である当社普通株式について、前記「第1 募集要項 2 募集の方法」(注)2記載のテクニカル上場の方法により、東京証券取引所市場第一部への上場を予定しております。

第3 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

第1 【組織再編成（公開買付け）の概要】

1 【組織再編成の目的等】

1. 経営統合の目的及び理由

首都圏は、日々お客さまの新しいニーズが生まれ進化を続けている市場であり、今後も持続的な成長が期待される国内で最も肥沃かつ有望な市場ですが、同時にスーパーマーケット業界内の競争にとどまらず業界を超えた競争が更に厳しさを増している市場でもあります。

3社は、首都圏を基盤とするスーパーマーケット企業としてこれまで培ってきた経営ノウハウを更に進化させ、お客さまの豊かで健康的な食生活に貢献し、地域の発展と繁栄を願い地域に深く根差した企業となるとともに、常に革新と挑戦を続け時代に適応する企業であり続ける。この基本理念をもとに、3社はイオン及び丸紅株式会社（以下「丸紅」といいます。）と共同して、経営統合により当社を設立することを決定しました。

当社は、3社が力を合わせて成長するとともに、志を同じくする首都圏のスーパーマーケット企業の参画を歓迎し、平成32年において売上高1兆円、1,000店舗体制を構築することで首都圏ナンバーワンのスーパーマーケット企業となることを目指します。

2. 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

(1) 提出会社の企業集団の概要

ア 提出会社の概要

(1) 商号	ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社 (英文名: United Super Markets Holdings Inc.)		
(2) 事業内容	スーパーマーケット事業の管理及び運営		
(3) 本店所在地	東京都千代田区神田錦町一丁目1番		
(4) 代表者及び役員 の就任予定	代表取締役会長	小瀨 裕正	現 カスミ代表取締役会長
	代表取締役社長	上田 真	現 マルエツ代表取締役社長
	代表取締役	平尾 健一	現 イオンSM・DS・小型店事業 最高経営責任者補佐
	取締役副社長	藤田 元宏	現 カスミ代表取締役社長
	取締役	古瀬 良多	現 マルエツ取締役副社長執行役員
	取締役（非常勤）	岡田 元也	現 イオン取締役兼代表執行役社長 グループCEO
	取締役（非常勤）	秋吉 満	現 丸紅代表取締役副社長執行役員
	独立社外取締役（非常勤）	鳥飼 重和	現 鳥飼総合法律事務所代表
	常勤監査役	細谷 和夫	現 マルエツ監査役
	常勤監査役	内田 勉	現 カスミ監査役
	監査役（非常勤）	笹岡 晃	現 丸紅食品部門長補佐
監査役（非常勤）	若生 信弥	現 イオン専務執行役グループ財務 最高責任者	
(5) 資本金	10,000百万円		
(6) 純資産 (連結)	未定		
(7) 総資産 (連結)	未定		
(8) 決算期	2月末日		

イ 提出会社の企業集団の概要

当社とマルエツ、カスミ及びMV関東の状況は以下のとおりであります。

マルエツ、カスミ及びMV関東は、各社株主総会による承認を前提として、平成27年3月2日(予定)を期して、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することについて合意しております。

会社名	住所	資本金 又は出資金 (百万円) (注) 2	事業の 内容	議決権 の所有 割合 (%)	役員の兼任等		資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借
					当社 役員 (名)	当社 従業員 (名)			
(連結子会社) マルエツ	東京都 豊島区	37,549	小売及び小売周辺業務、不動産事業	100.0	3	未定	未定	未定	未定
カスミ	茨城県 つくば市	14,428	スーパーマーケット事業及びその商品供給事業、エンタテインメント商品等を取り扱う小売事業及び損害保険代理業等	100.0	4	未定	未定	未定	未定
MV関東	千葉県 千葉市美浜区 (注) 1	100 (注) 3	食料品を中心としたスーパーマーケット事業の運営	100.0		未定	未定	未定	未定

(注) 1 登記上の本店所在地であります。なお、本社事務所所在地は東京都江東区となります。

2 資本金又は出資金は最近事業年度末（平成26年2月28日）時点のものです。

3 MV関東は、平成26年10月30日付で、平成26年11月30日を払込期日として、以下の概要でイオンを割当先とする第三者割当増資を実施する旨の株主総会決議をしております。

募集株式の種類及び数	普通株式 2,000株
払込金額	1株につき金1,000,000円
増加する資本金の額	1,000百万円
増加する資本準備金の額	1,000百万円
払込期日	平成26年11月30日

なお、上記の払込は、平成26年11月14日に完了しております。

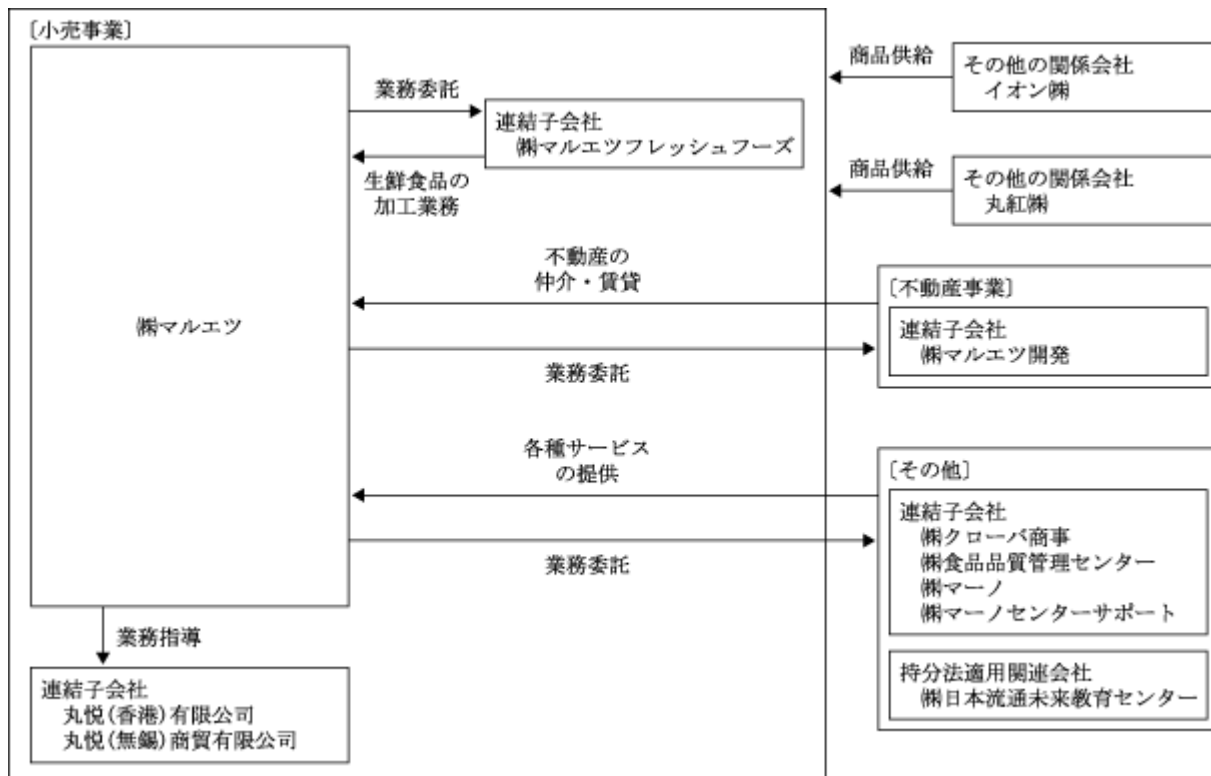
また、MV関東は、平成26年10月30日付で、資本金を1,000百万円減少させ、その全額をその他資本剰余金に振り替える旨の株主総会決議をしており、平成26年12月22日にその効力が発生する予定です。

本株式移転に伴う当社設立後、マルエツ、カスミ及びMV関東は、当社の完全子会社となります。また、当社は、本株式移転に伴い、イオンと丸紅は特定目的会社を設立の上、当社の発行済株式総数の過半数を保有することを予定しており、平成27年3月2日時点で、企業会計基準におけるイオンの連結子会社、丸紅の持分法適用関連会社となる予定であります。当社の完全子会社となるマルエツ、カスミ及びMV関東の最近事業年度末(平成26年2月28日)時点の状況については、以下のとおりであります。

マルエツ

事業の系統図は、次のとおりであります。

事業系統図



関係会社の状況

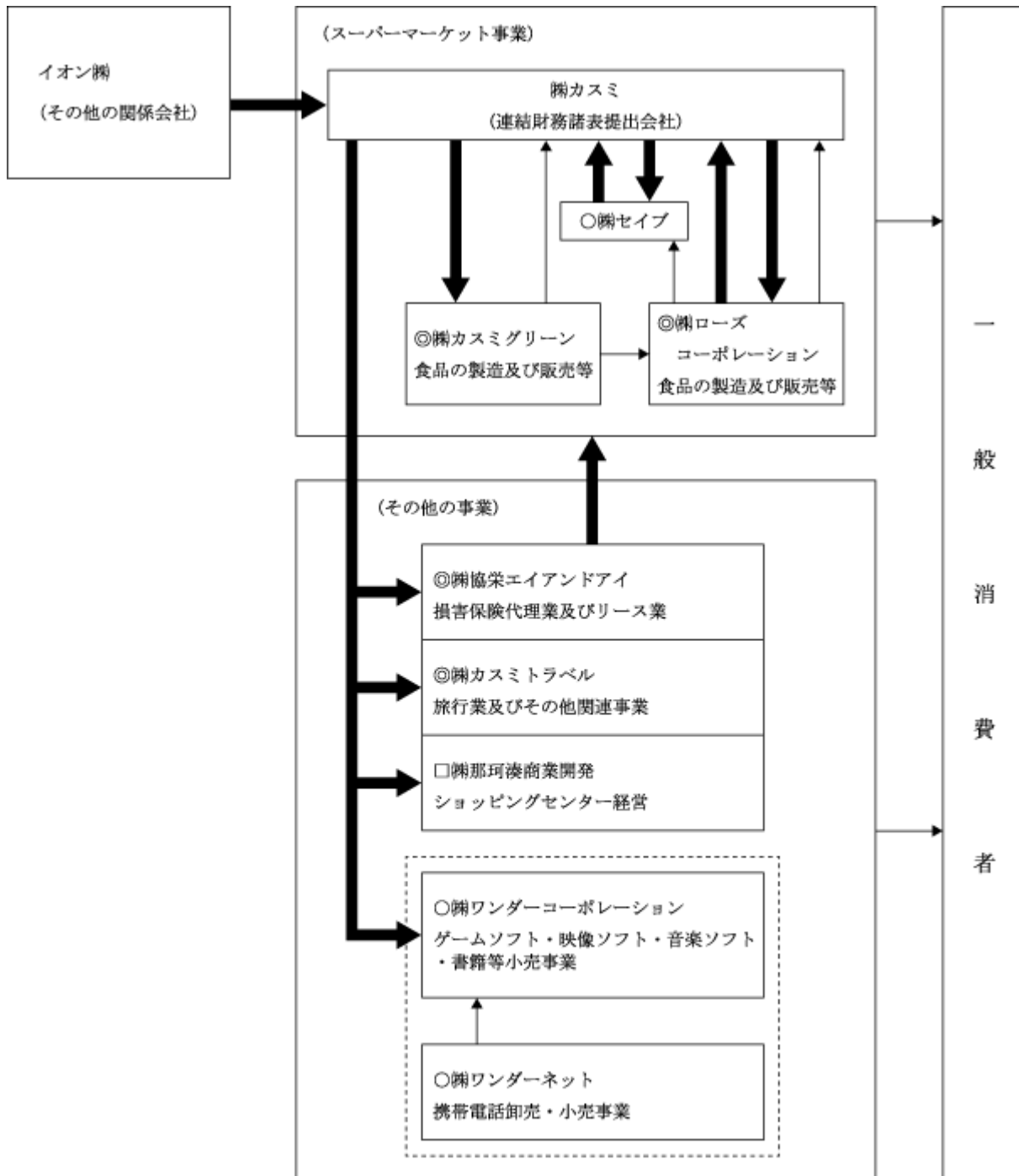
名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 又は被所有 割合(%)	関係内容
(連結子会社)					
(株)マルエツフレッシュフーズ	東京都豊島区	50	小売事業	100.0	マルエツは同社に生鮮食品の加工業務を委託しています。 マルエツは同社に対し、資金の貸付を行っています。 マルエツの役員1名が同社の役員を兼任しています。
丸悦(香港)有限公司	中国香港	200百万 香港ドル	小売事業	70.0	マルエツの役員2名が同社の役員を兼任しています。
丸悦(無錫)商貿有限公司 (注)2	中国江蘇省無錫市	59百万 香港ドル	小売事業	70.0 (70.0)	マルエツの役員2名が同社の役員を兼任しています。
(株)マルエツ開発	東京都中野区	95	不動産事業	100.0	マルエツは同社より建物を賃借しています。 マルエツは同社に対し、資金の貸付を行っています。 マルエツの役員1名が同社の役員を兼任しています。
(株)クローバ商事	東京都豊島区	2	その他 (商品開発事業)	100.0	
(株)食品品質管理センター	東京都豊島区	15	その他 (品質管理及び 検査事業)	100.0	マルエツは同社に商品の品質管理及び検査業務を委託しています。 マルエツは同社に本部事務所を賃貸しています。
(株)マーノ	東京都豊島区	10	その他 (業務受託事業及び 人材派遣事業)	100.0	マルエツは同社に事務業務を委託しています。 マルエツは同社に本部事務所を賃貸しています。
(株)マーノセンターサポート	東京都豊島区	25	その他 (業務受託事業)	100.0	マルエツは同社に本部事務所を賃貸しています。
(持分法適用関連会社)					
(株)日本流通未来教育センター	埼玉県蕨市	100	その他 (教育事業)	50.0	マルエツの役員1名が同社の役員を兼任しています。
(その他の関係会社)					
イオン(株) (注)3	千葉県千葉市 美浜区	220,007	純粋持株会社	被所有割合 33.1	マルエツは同社グループ会社から商品の仕入を行っています。 マルエツは同社グループ会社より建物を賃借しています。 マルエツの役員1名が同社の取締役及び専務執行役を兼任しています。 マルエツの役員1名が同社の専務執行役を兼任しています。
丸紅(株) (注)3	東京都千代田区	262,686	総合商社	被所有割合 29.8	マルエツは同社グループ会社から商品の仕入を行っています。

- (注) 1 上記のうちに、特定子会社はありません。
2 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数です。
3 有価証券報告書を提出しています。

カスミ

事業の系統図は、次のとおりであります。

事業系統図



関係会社の状況

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有又は 被所有割合 (%)	役員 の 兼任 (名)	関係内容
(連結子会社)						
(株)ローズコーポレーション	茨城県土浦市	423	食品の製造及び 販売等	100.0 (-)	2	商品の仕入 事務処理代行の受託 販売等の業務委託
(株)協栄エイアンドアイ	茨城県つくば市	55	損害保険代理業 及びリース業	100.0 (-)	1	リース契約 債務保証
(株)カスミトラベル	茨城県つくば市	90	旅行業及び その関連事業	100.0 (-)	3	事務処理代行の受託 債務保証
(株)カスミグリーン	茨城県つくば市	50	食品の製造及び 販売等	100.0 (-)	1	商品の仕入、事務処 理代行の受託、事務 所・工場等の賃貸
(持分法適用関連会社)						
(株)ワンダーコーポレーション (注) 2	茨城県つくば市	2,358	ゲームソフト・映 像ソフト・音楽ソ フト・書籍を中心 としたエンタテイ ンメント商品、携 帯電話、化粧品及 びこれらに関連す る商品の販売を主 体とした小売事業	44.8 (-)	1	事務所・店舗の賃貸 事務処理代行の受託
(株)ワンダーネット	茨城県つくば市	10	携帯電話等情報商 品卸売及び小売業	44.8 (44.8)		なし
(株)セイブ	茨城県水戸市	327	スーパーマーケッ ト事業	25.5 (-)	1	ロイヤリティ・物流 手数料の収受、食品 加工業務の受託 債務保証
(その他の関係会社)						
イオン(株) (注) 2	千葉県千葉市 美浜区	220,007	純粋持株会社	(被所有) 32.5	2	業務委託等

(注) 1 「議決権の所有又は被所有割合」欄の(内書)は間接所有の割合であります。

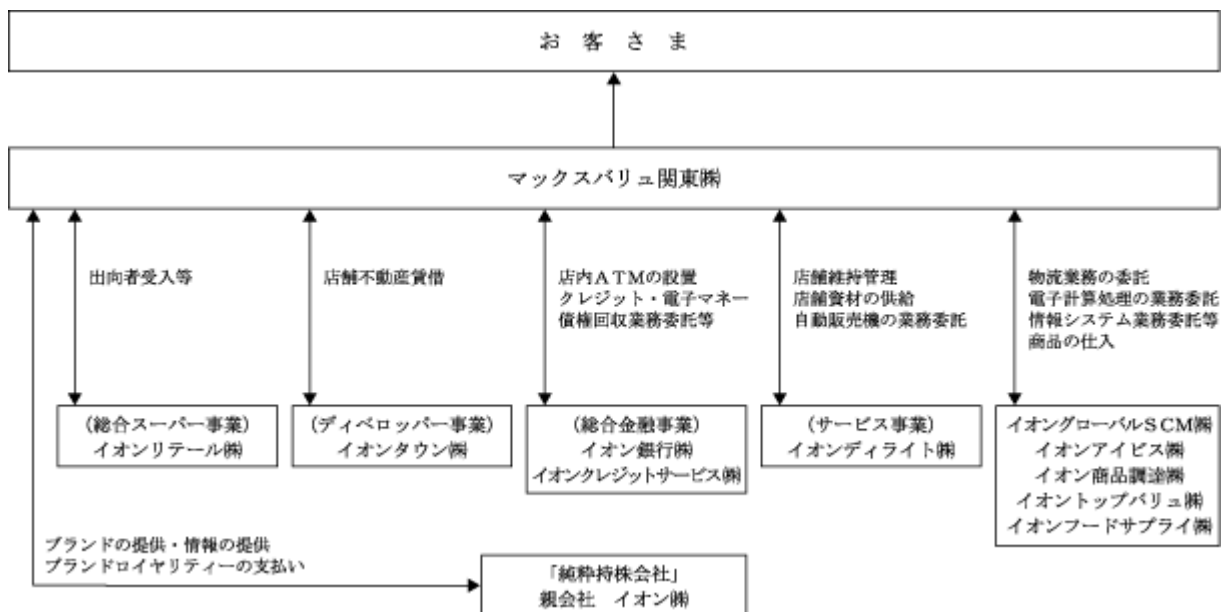
2 有価証券報告書を提出しております。

MV関東

事業の系統図は、次のとおりであります。

なお、MV関東は食料品を中心としたスーパーマーケット事業を運営しております。また、MV関東はイオンと同社が所有する商標等の使用に対するブランドロイヤリティ契約を締結しております。イオンリテール株式会社から出向者受入を行っております。イオンタウン株式会社と店舗不動産賃貸取引、イオンクレジットサービス株式会社に対してイオンカードやWAON等のクレジット回収業務等の委託、イオン銀行株式会社と店舗内ATM設置に伴う賃貸取引、イオンディライト株式会社と店舗維持管理及びレジ袋等の資材の供給等及び自動販売機の業務委託の取引を行っております。イオン商品調達株式会社からは商品の一部供給をイオントップバリュ株式会社からはプライベートブランド「トップバリュ」の供給を受けております。イオングローバルSCM株式会社に対して物流の業務委託を、イオンアイビス株式会社との間で電子計算処理や事務処理の委託を行っております。

事業系統図



関係会社の状況

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有又は 被所有割合 (%)	役員 の 兼任 (名)	関係内容
(親会社) イオン(株) (注) 1	千葉県千葉市 美浜区	220,007	純粋持株会社	(被所有) 100.0		役員受入・資金借入 コーポレート負担金・ブラン ドロイヤリティ契約

(注) 1 有価証券報告書を提出しております。

(2) 提出会社の企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

資本関係

本株式移転により、マルエツ、カスミ及びMV関東は当社の完全子会社になる予定であります。前記「(1) 提出会社の企業集団の概要 イ 提出会社の企業集団の概要」の記載もご参照下さい。

役員兼任関係

当社の完全子会社となるマルエツ、カスミ及びMV関東と役員兼任関係は、後記「第三部 企業情報 第4 提出会社の状況 5 役員状況」の記載をご参照下さい。

取引関係

当社の完全子会社となるマルエツ、カスミ及びMV関東とその関係会社の取引関係は、前記「(1) 提出会社の企業集団の概要 イ 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照下さい。

2 【組織再編成の当事会社の概要】

該当事項はありません。

3 【組織再編成に係る契約】

1．株式移転計画の内容の概要

マルエツ、カスミ及びMV関東は、それぞれの臨時株主総会による承認を条件として、平成27年3月2日(予定)をもって、当社を完全親会社とし、マルエツ、カスミ及びMV関東を完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする株式移転計画書(以下「本株式移転計画」といいます。)を、平成26年10月31日開催の各社取締役会の決議に基づいて共同で作成いたしました。また、マルエツ、カスミ、MV関東、イオン及び丸紅(以下、総称して「5社」といいます。)は、同日付で、共同株式移転の方法により3社の完全親会社となる当社を設立して経営統合することにつき合意する経営統合契約(以下「本統合契約」といいます。)を締結しております。

本株式移転計画及び本統合契約に基づき、マルエツの普通株式1株に対して当社の普通株式0.51株、カスミの普通株式1株に対して当社の普通株式1株、MV関東の普通株式1株に対して当社の普通株式300株をそれぞれ割当て交付します。本株式移転計画においては、平成26年12月18日、平成26年12月22日、平成26年12月18日に各々開催予定のマルエツ、カスミ、MV関東の各臨時株主総会において、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとしております。その他、株式移転計画においては、当社の商号、本店所在地、役員、資本金及び準備金の額、株式の上場、株主名簿管理人、剰余金の配当等につき規定されています(詳細につきましては、後記「2．株式移転計画の内容」の記載をご参照下さい。)

2．株式移転計画の内容

株式移転計画書

株式会社マルエツ(以下「マルエツ」という。)、株式会社カスミ(以下「カスミ」という。)及びマックスパリュ関東株式会社(以下「MV関東」という。)は、共同株式移転の方法により株式移転を行うことにつき合意したので、以下のとおり共同して株式移転計画(以下「本株式移転計画」という。)を作成する。

第1条(本株式移転)

マルエツ、カスミ及びMV関東は、本株式移転計画に定めるところに従い、共同株式移転の方法により、新たに設立する株式移転設立親会社(以下「本持株会社」という。)の設立の登記をすべき日(以下「本持株会社成立日」という。)において、マルエツ、カスミ及びMV関東の発行済株式の全部を本持株会社に取得させる株式移転(以下「本株式移転」という。)を行う。

第2条(本持株会社の目的、商号、本店所在地及び発行可能株式総数その他定款で定める事項)

1．本持株会社の目的、商号、本店所在地及び発行可能株式総数は、以下のとおりとする。

(1) 目的

本持株会社の目的は、別紙の定款第2条記載のとおりとする。

(2) 商号

本持株会社の商号は、「ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社」とし、英文では「United Super Markets Holdings Inc.」と表示する。

(3) 本店所在地

本持株会社の本店所在地は東京都千代田区とし、本店所在場所は東京都千代田区神田錦町一丁目1番とする。

(4) 発行可能株式総数

本持株会社の発行可能株式総数は、5億株とする。

2．前項に掲げるもののほか、本持株会社の定款で定める事項は、別紙の定款記載のとおりとする。

第3条(本持株会社の設立時取締役及び設立時監査役の氏名並びに設立時会計監査人の名称)

1. 本持株会社の設立時取締役の氏名は、次のとおりとする。

上田 真 (マルエツ)
古瀬 良多(マルエツ)
小瀨 裕正(カスミ)
藤田 元宏(カスミ)
秋吉 満 (丸紅株式会社(以下「丸紅」という。))
岡田 元也(イオン株式会社(以下「イオン」という。))
平尾 健一(イオン)
鳥飼 重和(独立社外取締役/イオン及び丸紅が選任)

2. 本持株会社の設立時監査役の氏名は、次のとおりとする。

細谷 和夫(マルエツ)
内田 勉 (カスミ)
笹岡 晃 (非常勤/丸紅)
若生 信弥(非常勤/イオン)

3. 本持株会社の設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。

有限責任監査法人トーマツ

第4条(本株式移転に際して交付する株式の数の算定方法及びその割当てに関する事項)

1. 本持株会社は、本株式移転に際して、本株式移転により本持株会社が、マルエツ、カスミ及びMV関東の株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」という。)におけるマルエツ、カスミ及びMV関東の普通株式の株主に対し、それぞれその所有する普通株式に代わり、()マルエツが基準時現在発行している普通株式数の合計に0.51を乗じて得られる数と同数、()カスミが基準時現在発行している普通株式数の合計に1を乗じて得られる数と同数、及び()MV関東が基準時現在発行している普通株式数の合計に300を乗じて得られる数と同数の本持株会社の普通株式を交付する。

2. 本持株会社は、本株式移転に際して、基準時におけるマルエツ、カスミ及びMV関東の普通株式の株主に対し、その所有するマルエツの普通株式1株につき、本持株会社の普通株式0.51株の割合をもって割り当て、その所有するカスミの普通株式1株につき、本持株会社の普通株式1株の割合をもって割り当て、その所有するMV関東の普通株式1株につき、本持株会社の普通株式300株の割合をもって割り当てる。

3. 前二項の計算において、マルエツ、カスミ及びMV関東の普通株式の株主に対して交付しなければならない本持株会社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じる場合には、会社法第234条その他関係法令の規定に従い処理するものとする。

第5条(本持株会社の資本金及び準備金の額に関する事項)

本持株会社成立日における本持株会社の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

(1) 資本金の額

金100億円

(2) 資本準備金の額

金25億円

(3) 利益準備金の額

金0円

第6条(本持株会社成立日)

本持株会社成立日は、平成27年3月2日とする。但し、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、マルエツ、カスミ及びMV関東にて協議の上、合意により本持株会社成立日を変更することができる。

第7条(株式移転計画承認株主総会)

マルエツ、カスミ及びMV関東は、それぞれ以下に定める日を開催日として臨時株主総会を開催し、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。但し、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、マルエツ、カスミ及びMV関東にて協議の上、合意により当該株主総会の開催日を変更することができる。

マルエツ：平成26年12月18日

カスミ：平成26年12月22日

MV関東：平成26年12月18日

第8条(株式上場及び株主名簿管理人)

1. 本持株会社は、本持株会社成立日において、その発行する普通株式の東京証券取引所市場第一部への上場を予定する。
2. 本持株会社の株主名簿管理人は、みずほ信託銀行株式会社とする。

第9条(剰余金の配当)

1. マルエツは、平成27年2月28日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり3円及び総額376百万円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。
2. カスミは、平成27年2月28日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり7円及び総額454百万円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。
3. マルエツ、カスミ及びMV関東は、前二項に定める場合を除き、本株式移転計画作成後、本持株会社成立日までの間において、本持株会社成立日以前の日を基準日とする剰余金の配当決議を行ってはならない。但し、マルエツ、カスミ及びMV関東にて協議の上、合意をした場合についてはこの限りではない。

第10条(自己株式の消却)

マルエツ及びカスミは、本持株会社成立日の前日までに開催されるそれぞれの取締役会の決議により、それぞれの保有する自己株式の全部(本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。)を基準時まで消却するものとする。

第11条(新株予約権の取扱い)

マルエツは、本持株会社成立日の前日までに、マルエツの発行する新株予約権の全部を、新株予約権者による権利放棄又はその他マルエツ、カスミ及びMV関東が合意する方法により消滅させるものとし、そのために必要な全ての手續を行うものとする。

第12条(会社財産の管理等)

マルエツ、カスミ及びMV関東は、本株式移転計画作成後本持株会社成立日までの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって、通常の業務の範囲内で自ら及びその子会社又は関連会社の業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、それぞれの事業、財産状況又は権利義務に重大な影響を及ぼし得る行為については、あらかじめマルエツ、カスミ及びMV関東にて協議の上、合意によりこれを行うものとする。

第13条(本株式移転計画の効力)

本株式移転計画は、第7条に定めるマルエツ、カスミ及びMV関東のいずれかの株主総会において本株式移転計画の承認が得られない場合、本持株会社成立日までに、本株式移転の実行に必要な法令に定める関係官庁等の承認等が得られない場合、又は、次条に基づき本株式移転を中止する場合には、その効力を失うものとする。

第14条(本株式移転計画の内容の変更及び本株式移転の中止)

本株式移転計画の作成後、本持株会社成立日までの間に、マルエツ、カスミ及びMV関東のいずれかの財産状態若しくは経営状態に重大な変更が発生した場合若しくは重大な影響を与える事由の発生が判明した場合、又は本株式移転の実行に重大な支障となる事態が発生し若しくは発生することが明らかとなった場合、その他本株式移転計画の目的の達成が著しく困難となった場合、又は本株式移転の円滑な実施のために必要と認められる場合には、マルエツ、カスミ及びMV関東は協議の上、合意により、本株式移転の条件その他の本株式移転計画の内容を変更し又は本株式移転を中止することができる。

第15条(協議事項)

本株式移転計画に定める事項のほか、本株式移転計画に定めのない事項、その他本株式移転に必要な事項は、本株式移転計画の趣旨に従い、マルエツ、カスミ及びMV関東が別途協議の上、合意により定める。

本株式移転計画の作成を証するため、本書3通を作成し、各自記名押印のうえ、各自1通を保管する。

平成26年10月31日

マルエツ：東京都豊島区東池袋5丁目51番12号

株式会社マルエツ

代表取締役 上田 真

カスミ：茨城県つくば市西大橋599番地1

株式会社カスミ

代表取締役 藤田 元宏

MV関東：千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

マックスバリュ関東株式会社

代表取締役 後藤 清忠

(別紙)

定 款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社と称し、英文ではUnited Super Markets Holdings Inc. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、以下の事業を営むこと、及び当該事業を営む会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配または管理することを目的とする。

- (1) 衣料品、食料品、家庭用品、日用品雑貨、電気製品、家具製品、化粧品、装飾品雑貨その他の百貨の小売ならびにこれに関連する物品の製造、加工、卸売および輸出入
- (2) 米穀、塩、たばこ、郵便切手類、印紙、鉄砲刀剣類および古物の販売ならびに宝くじのうりさばき
- (3) 酒類の小売、卸売および輸出入
- (4) 医薬品、医薬部外品、化学工業薬品、動物用医薬品、農薬、毒物、劇物、石油、ガス類、肥料、飼料および計量器の販売および輸出入
- (5) 自動車、自転車、軽車両その他の運搬車等の車両、ヨット、モーターボートおよびこれらの部品付属品等の販売、輸出入および賃貸ならびに自動車整備業
- (6) 映画、レコード、コンパクトディスク、ビデオテープおよびビデオディスク等の製作、販売、輸出入および賃貸
- (7) 絵画その他の美術品、スポーツ用具、医療用具、厨房機器および店舗用設備機器等の販売、輸出入および賃貸
- (8) 家畜、愛玩動物の飼育および植物の栽培ならびにこれらの販売、輸出入および賃貸
- (9) カタログによる通信販売
- (10) 通信機器の販売ならびに電気通信回線利用の募集およびその利用権促進に関する代理業
- (11) コンピューターシステムによるデータ入力およびそれに伴う事務処理の受託ならびに文書、磁気テープ等のファイリング分類業務、事務用書類のコピー業務、文書作成・発送代行、ならびに原価計算・仕訳、決算書等の会計・経理処理の請負
- (12) インターネット等のネットワークを利用した商品の売買システムの設計、開発、運用および保守
- (13) 情報処理サービス業、情報提供サービス業、労働者派遣事業ならびに電気通信事業およびその代理業
- (14) 薬局、診療所、飲食店、興行場、遊技場、公衆浴場、スポーツ施設、有料老人ホーム、映画・演劇場、文化教室および駐車場の経営
- (15) 学習塾、結婚式場、展示会場およびプレイガイドの経営
- (16) フランチャイズチェーンシステムによる加盟店の経営指導
- (17) ビルメンテナンス業、ビル警備業、クリーニング業およびホテル業
- (18) 自動車運送事業、貨物運送取扱事業、港湾運送取次事業および倉庫業
- (19) 物流センターの管理・運営および物流業務の受託ならびに物流情報の収集処理業務
- (20) 写真、理髪、美容、旅行斡旋および印刷出版ならびに広告に関する業務
- (21) 結婚相談および冠婚葬祭に関する情報の提供ならびに仲介斡旋
- (22) 不動産の売買、賃貸、仲介、管理および鑑定評価ならびに土木建築工事・造園工事および室内設備装飾の請負業
- (23) 経営コンサルタント業
- (24) 地域開発、都市開発、環境整備に関する調査研究・企画・設計・監理業務ならびにテナント募集の代行、土地・建物の有効活用に関する企画・調査・設計およびその受託
- (25) 金銭の貸付および金銭の質借の媒介・保証・集金ならびに支払いの代行、有価証券の投資・運用・売買・管理・仲介、クレジットカードの取扱いに関する業務および総合リース業

- (26) 損害保険代理業および生命保険募集業ならびに損害保険会社に対する特定金融商品取引業務の委託の斡旋および支援
- (27) 金融商品仲介業
- (28) 介護保険法に基づく特定福祉用具販売事業、特定福祉用具貸与事業、特定介護予防福祉用具販売事業および特定介護予防福祉用具貸与事業
- (29) 発電事業およびその管理・運営ならびに電気の売買に関する事業
- (30) 一般産業廃棄物の収集・運搬・処理事業ならびにこれらに係る有用資源の回収・リサイクル・再生等の有効利用事業
- (31) 前各号に関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合には、日本経済新聞に掲載する方法で行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、5億株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、市場取引または公開買付けの方法により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当社の株主の権利行使の手続その他株主に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当社の定時株主総会の基準日は、毎年2月末日とする。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役は、16名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

(監査役の数)

第29条 当社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任)

第30条 監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計算

(事業年度)

第37条 当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第38条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号の定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第39条 当社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。

- 2 当社の中間配当の基準日は、毎年8月31日とする。
- 3 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第40条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

- 2 未払の配当金には利息をつけない。

附則

(最初の事業年度)

第1条 第37条の規定にかかわらず、当会社の最初の事業年度は、当会社の成立の日から平成28年2月29日までとする。

(最初の取締役および監査役の報酬等)

第2条 第27条および第35条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの期間に係る当会社の取締役および監査役の報酬等の合計額は、それぞれ次のとおりとする。

取締役	金1億5,000万円以内
監査役	金5,000万円以内

(前二条および本条の削除)

第3条 前二条および本条は、当会社の成立後最初の定時株主総会終結の時をもって、削除する。

(責任限定契約)

第4条 会社法の一部を改正する法律(平成26年法律第90号)の施行日の到来をもって、本定款を以下のとおり変更する。

(1) 第28条第2項を、以下のとおりとする。

「当社は、会社法第427条第1項の規定により、業務執行取締役等でない取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。」

(2) 第36条第2項を、以下のとおりとする。

「当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。」

(前条および本条の削除)

第5条 前条および本条は、前条の定款変更の効力発生の時をもって、削除する。

4 【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】

1. 株式移転比率

会社名	マルエツ	カスミ	MV関東
本株式移転に係る割当ての内容	0.51	1	300

(注) 1 本株式移転に係る株式の割当ての詳細

マルエツの普通株式1株に対して普通株式0.51株を、カスミの普通株式1株に対して普通株式1株を、MV関東の普通株式1株に対して普通株式300株を割当交付いたします。なお、単元株式数は100株とする予定であります。

本株式移転により、マルエツ、カスミ及びMV関東の株主に交付しなければならない当社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

上記株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合は、5社で協議の上、変更することがあります。

2 当社が本株式移転により発行する新株式数(予定)

普通株式131,687,853株

上記は、マルエツの平成26年8月31日時点における普通株式の発行済株式総数(128,894,833株)、カスミの平成26年8月31日時点における普通株式の発行済株式総数(65,013,859株)、MV関東の平成26年11月30日時点における普通株式の発行済株式総数(10,000株)を前提として算出しております。但し、マルエツ及びカスミは、基準時においてそれぞれが保有する自己株式の全部(本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含みます。)を株式買取請求に係る株式の買取りの効力が生じた後、本株式移転の効力発生までの間に消却する予定であるため、マルエツの平成26年8月31日時点における自己株式数(3,571,372株)及びカスミの平成26年8月31日時点における自己株式数(240,971株)は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。また、MV関東は、平成26年11月14日にイオンを割当先とする第三者割当増資により、新たに2,000株を発行しており、かかる株式は、上記の算出において、新株式交付の対象に含めております。

2. 株式移転比率の算定根拠等

(1) 算定の基礎

マルエツ、カスミ及びイオンは、本株式移転に用いられる株式移転比率の算定にあたって公正性を期すため、マルエツは株式会社日本政策投資銀行(以下「DBJ」といいます。)を、カスミは野村証券株式会社(以下「野村証券」といいます。)を、イオンはみずほ証券株式会社(以下「みずほ証券」といいます。)をそれぞれ第三者算定機関として選定し、それぞれ本株式移転に用いられる株式移転比率の算定を依頼し、以下の内容を含む株式移転比率算定書を取得いたしました。

DBJは、マルエツ及びカスミの普通株式がともに東京証券取引所に上場しており市場株価が存在することから市場株価法を、3社においていずれも類似する事業をおこなう上場会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、さらに、3社の将来の事業活動の状況を算定に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)を採用して算定を行いました。各算定方法による算定結果は以下のとおりです。

なお、以下の株式移転比率の算定レンジは、カスミの普通株式1株に対して当社の普通株式を1株割り当てる場合に、マルエツの普通株式1株及びMV関東の普通株式1株それぞれに対して割り当てる当社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

市場株価法では、平成26年10月29日(以下「算定基準日」といいます。)を基準として、算定基準日の株価、算定基準日から遡る1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値平均株価を採用いたしました。なお、MV関東は非上場会社であり市場株価が存在しないため、市場性評価手法である類似会社比較法を利用し、算定レンジを算出しております。

採用手法	マルエツ	MV関東
市場株価法	0.508～0.529	83～314
類似会社比較法	0.390～0.713	101～287
D C F 法	0.474～0.627	295～337

D B J は、株式移転比率の算定に際して、3社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則として採用し、採用したそれらの情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、各社とその関係会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）については、個別の各資産及び各負債の分析及び評価も含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。加えて、3社から提出された財務予測（利益計画及びその他の情報を含みます。）については、3社の経営陣により、当該情報提供時点で得られる最善の予測及び判断に基づき、合理的に作成されたことを前提としています。

D B J が D C F 法の前提としたマルエツの将来の利益計画においては、対前年度比で大幅な増減益が見込まれている事業年度があります。平成27年2月期において発生する見込みの一部資産の処分による一時的な利益が平成28年2月期には発生しないため対前年度比で大幅な減益となること、及び、平成29年2月期においては新規出店に伴う売上及び利益の増加を見込むとともに粗利の改善が寄与することから、対前年度比で大幅な増益となることを見込んでおります。

また、D B J が D C F 法の前提としたカスミの将来の利益計画においては、平成28年2月期において、対前年度比で大幅な増益を見込んでおります。これは、平成27年2月期において見込む減損損失が平成28年2月期に大幅に縮小すること、並びに、新規出店及び既存店改装による売上が寄与することによるものです。

また、D B J が D C F 法の前提としたMV関東の将来の利益計画においては、対前年度比で大幅な増益が見込まれている事業年度があります。これは、平成28年2月期においては平成27年2月期に発生する見込みの減損損失が大幅に縮小すること、及び、平成29年2月期には出店店舗が利益に寄与することで対前年度比で大幅な増益となることをそれぞれ見込んでおります。

野村證券は、3社の財務情報及び本株式移転の諸条件を分析した上で、マルエツ及びカスミについては、両社の株式がともに東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法を、3社のいずれも比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、また、将来の事業活動の状況を算定に反映するため、D C F 法を採用して算定を行いました。各算定方法による算定結果は以下のとおりです。なお、以下の株式移転比率の算定レンジは、カスミの普通株式1株に対して当社の普通株式を1株割り当てる場合に、マルエツの普通株式1株及びMV関東の普通株式1株それぞれに対して割り当てる当社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

なお、市場株価平均法では、平成26年10月29日を算定基準日として、算定基準日の株価、算定基準日から遡る1週間、1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値平均株価を採用いたしました。なお、MV関東は非上場会社であり市場株価が存在しないため、市場性評価手法である類似会社比較法による算定結果を引用し、算定レンジを算出しております。

採用手法	マルエツ	MV関東
市場株価平均法	0.51～0.53	368.04～507.48
類似会社比較法	0.14～0.67	358.09～373.27
D C F 法	0.11～0.66	391.65～538.01

野村證券は、株式移転比率の算定に際して、3社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則として採用し、採用したそれらの情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、3社とその関係会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）については、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、3社から提出された財務予測（利益計画及びその他の情報を含みます。）については、3社の経営陣により、当該情報提供時点で得られる最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されたことを前提としています。

野村證券がDCF法の前提としたカスミの将来の利益計画においては、平成28年2月期において、対前年度比較において大幅な増益を見込んでおります。これは主として、平成27年2月期において見込む減損損失が平成28年2月期に大幅に縮小すること、並びに、新規出店及び既存店改装による売上増が寄与することによるものです。

また、野村證券がDCF法の前提としたマルエツの将来の利益計画においては、対前年度比較において大幅な増減益が見込まれている事業年度があります。これは、平成27年2月期において一部資産の処分による一時的な利益を見込んでいるものが、平成28年2月期には発生しないため、対前年度比較において大幅な減益となること、及び新規出店に伴う売上及び利益の増加を見込んでおり、その結果平成29年2月期では対前年度比較において大幅な増益となることを見込んでいるためです。

また、野村證券がDCF法の前提としたMV関東の将来の利益計画においては、対前年度比較において大幅な増減益が見込まれている事業年度があります。これは、平成28年2月期においては新規出店に伴う出店コスト等により対前年度比較で大幅な減益を見込みますが、平成29年2月期は前年度に出店した店舗の利益寄与及び既存店舗の粗利改善効果の発現により対前年度比較で大幅な増益となることを見込んでいるためです。

みずほ証券は、3社の財務情報及び本株式移転の諸条件を分析した上で、マルエツ及びカスミについては、両社の株式がともに東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価基準法を、MV関東は比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似企業比較による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較法を、また、3社の将来の事業活動の状況を算定に反映するため、DCF法を採用して算定を行いました。各算定方法による算定結果は以下のとおりです。なお、以下の株式移転比率の算定レンジは、カスミの普通株式1株に対して当社の普通株式を1株割り当てる場合に、マルエツの普通株式1株及びMV関東の普通株式1株それぞれに対して割り当てる当社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

なお、市場株価基準法では、平成26年10月29日（以下「算定基準日」といいます。）を基準として、算定基準日の株価、算定基準日から遡る、1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値平均株価を採用しております。

また、MV関東の類似企業比較法の算定レンジは、カスミの市場株価基準法による算定結果を引用し、算出しております。

採用手法	マルエツ	MV関東
市場株価基準法	0.51～0.53	
類似企業比較法		202.18～311.91
DCF法	0.37～0.52	225.02～343.02

みずほ証券は、株式移転比率の算定に際して、各社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則として採用し、採用したそれらの情報等が、全て正確かつ完全なものであること、株式移転比率の算定に重要な影響を与える可能性がある事実のみずほ証券に対して未公開の事実がないこと等の種々の前提を置いており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、各社とその関係会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）については、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、各社から提出された財務予測（利益計画及びその他の情報を含みます。）については、各社の経営陣により、当該情報提供時点で得られる最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されたことを前提としています。

みずほ証券がDCF法の前提としたMV関東の将来の利益計画においては、平成28年2月期から平成31年2月期にかけて、対前年度比較において大幅な増益を見込んでおります。これは、平成28年2月期においては、平成27年2月期に発生する見込みの減損損失が大幅に縮小すること並びに、平成28年2月期から平成31年2月期にかけて、新店の利益貢献、及び本部の効率化による本部コストの削減等により、対前年度比較において大幅な増益を見込んでいるためです。

また、みずほ証券がDCF法の前提としたマルエツの将来の利益計画においては、対前年度比較において大幅な増減益が見込まれている事業年度があります。これは、平成27年2月期において発生する見込みの一部資産の処分による一時的な利益が平成28年2月期には発生しないため対前年度比で大幅な減益となること、及び、平成29年2月期から平成31年2月期にかけて、新店の利益貢献、惣菜等の成長カテゴリーの強化による既存店売上の向上及び社員のパート化等によるコスト削減等により、対前年度比較において大幅な増益を見込んでいるためです。

また、みずほ証券がDCF法の前提としたカスミの将来の利益計画においては、平成28年2月期において、対前年度比較において大幅な増益を見込んでおります。これは、平成27年2月期において見込む減損損失が平成28年2月期に大幅に縮小することによるものです。

(2) 算定の経緯

上記のとおり、マルエツはDBJを、カスミは野村證券を、イオンはみずほ証券をそれぞれ第三者算定機関として選定いたしました。各社は、それぞれ、当該第三者算定機関に対し、本株式移転に用いられる株式移転比率の算定を依頼し、当該第三者算定機関による算定結果を参考に、マルエツ、カスミ及びMV関東が他の2社に対して実施したデューデリジェンスの結果等を踏まえて、それぞれの財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、それぞれの間で株式移転比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に上記株式移転比率が妥当であるとの判断に至り、平成26年10月31日に開催された、マルエツ、カスミ及びMV関東の取締役会において、本株式移転における株式移転比率を決定し、合意いたしました。

(3) 算定機関との関係

マルエツの第三者算定機関であるDBJ、カスミの第三者算定機関である野村證券及びイオンの第三者算定機関であるみずほ証券は、いずれもマルエツ、カスミ又はイオンの関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。()

() なお、マルエツは、DBJと融資に係る取引関係がございますが、重要な利害関係には該当いたしません。

(4) 公正性を担保するための措置

本株式移転の公正性を担保するために、各社から独立した第三者算定機関として、マルエツはDBJを、カスミは野村證券を、イオンはみずほ証券をそれぞれ選定し、本株式移転に用いる株式移転比率の合意の基礎とすべく株式移転比率算定書を受領しております。なお、各社は、いずれも上記第三者算定機関より、本株式移転に用いられる株式移転比率がそれぞれ株主にとって財務的見地より妥当である旨の意見書(いわゆるフェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

また、各社は、法務アドバイザーとして、マルエツは鳥飼総合法律事務所を、カスミはTMI総合法律事務所を、イオンは弁護士法人淀屋橋・山上合同及び森・濱田松本法律事務所をそれぞれ選定し、それぞれ本株式移転の手續及び意思決定の方法・過程等についての助言を受けております。

なお、鳥飼総合法律事務所、TMI総合法律事務所、弁護士法人淀屋橋・山上合同及び森・濱田松本法律事務所は、5社の関連当事者には該当せず、5社との間でいずれも重要な利害関係を有しません。

(5) 利益相反を回避するための措置

イオンはマルエツの発行済株式総数の31.96%(平成26年8月31日現在。)の株式を、丸紅はマルエツの発行済株式総数の28.80%(平成26年8月31日現在。間接保有分を含みます。)の株式を、イオンはカスミの発行済株式総数の32.40%(平成26年8月31日現在。)を、イオンはMV関東の発行済株式総数の100.00%(平成26年8月31日現在。)の株式をそれぞれ保有しております。

マルエツは、上記の資本関係にあることから、利益相反を回避するため、以下の措置を講じております。

マルエツの平成26年10月31日開催の取締役会においては、イオンの顧問を兼任している内山一美氏及び丸紅の執行役員を兼務している山崎康司氏は、利益相反回避の観点から、本統合契約及び本株式移転に関する審議及び決議に参加せず、内山一美氏及び山崎康司氏を除いた全会一致により、本統合契約の締結及び本株式移転計画の作成が決議されております。

また、マルエツの監査役のうち、イオンの取締役を兼任している豊島正明氏及び丸紅の食品部門長代行を兼任している熊田秀伸氏は、上記の取締役会において、意見表明を行っておりません。なお、マルエツの上記取締役会において、豊島正明氏及び熊田秀伸氏を除いたマルエツの監査役3名全員は本統合契約の締結及び本株式移転計画の作成に異議がない旨の意見を述べております。

カスミは、上記の資本関係にあることから、利益相反を回避するため、以下の措置を講じております。

カスミの平成26年10月31日開催の取締役会においては、イオンの取締役を兼任している岡田元也氏は、利益相反回避の観点から、本統合契約及び本株式移転に関する審議及び決議に参加しておりません。平成26年10月31日開催の取締役会においては、岡田元也氏を除く全ての取締役が出席し、出席した取締役の全会一致により、本統合契約の締結及び本株式移転計画の作成が決議されております。

また、同様の観点から、カスミの監査役のうち、イオンの執行役を兼任している濱田和成氏は、上記の取締役会において、審議に参加しておりません。なお、カスミの上記取締役会には、濱田和成氏を除いたカスミの監査役4名全員が出席し、出席した全ての監査役は本統合契約の締結及び本株式移転計画の作成に異議がない旨の意見を述べております。

5 【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違】

1．株式の譲渡制限

MV関東の定款には、当会社の株式の譲渡については、取締役会の承認を受けなければならない旨の定めが置かれています。これに対して、当社の定款には株式の譲渡制限に係る規定が置かれる予定はなく、株式の譲渡について当社取締役会の承認を受ける必要はありません。

2．有価証券の買受け

当社の定款には、「会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる」旨の定めが置かれる予定です。これに対して、MV関東の定款には同様の定めはありません。

3．剰余金の配当等の決定機関

当社の定款には、「剰余金の配当等会社法第459条第1項各号の定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。」旨の定めが置かれる予定です。これに対して、マルエツ及びMV関東の定款には同様の定めはありません。

4．剰余金の配当の基準日

MV関東の定款では、剰余金の配当の基準日が毎年2月末日と定められております。これに対し、当社の定款では、期末配当の基準日が毎年2月末日、中間配当の基準日が毎年8月31日とする定めが置かれる予定です。

また、当社の定款には、期末配当、中間配当の基準日のほかに基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨の定めが置かれる予定ですが、マルエツ及びMV関東の定款には同様の定めがありません。

5．単元未満株主の権利

マルエツの単元株式数は1,000株であり、また、MV関東は単元株式数を定めておりませんが、当社の単元株式数は100株となる予定です。また、当社の定款には、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利、単元未満株式の売渡しを請求する権利を有する旨の定めが置かれる予定ですが、MV関東の定款には同様の定めがありません。

6 【有価証券をもって対価とする公開買付けの場合の発行(交付)条件に関する事項】

該当事項はありません。

7 【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

1．組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

買取請求権の行使の方法について

マルエツ、カスミ及びMV関東の株主が、その有するマルエツの普通株式、カスミの普通株式又はMV関東の普通株式につき、マルエツ、カスミ及びMV関東に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成26年12月18日開催予定のマルエツの臨時株主総会、平成26年12月22日開催予定のカスミの臨時株主総会又は平成26年12月18日開催予定のMV関東の臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれマルエツ、カスミ又はMV関東に対して通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、マルエツ、カスミ又はMV関東が、上記臨時株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

議決権の行使の方法について

マルエツ

議決権の行使の方法としては、平成26年12月18日開催の臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります(なお、株主は、マルエツの議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該臨時株主総会に関する代理権を証明する書面を、マルエツに提出する必要があります。)。また、郵送によって議決権を行使する方法もあり、その場合には平成26年12月17日午後6時までに議決権を行使することが必要となります。郵送による議決権の行使は、上記定時株主総会に関する株主総会参考書類同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、マルエツに上記の行使期限までに到達するように返送することが必要となります。

株主は、複数の議決権を有する場合、その有する議決権を統一しないで行使することができます。ただし、当該株主は、上記臨時株主総会の日3日前までに、マルエツに対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、マルエツは、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

カスミ

議決権の行使の方法としては、平成26年12月22日開催の臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります(なお、株主は、カスミの議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該臨時株主総会に関する代理権を証明する書面を、カスミに提出する必要があります。)。また、郵送によって議決権を行使する方法もあり、その場合には平成26年12月19日午後5時までに議決権を行使することが必要となります。郵送による議決権の行使は、上記定時株主総会に関する株主総会参考書類同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、カスミに上記の行使期限までに到達するように返送することが必要となります。

株主は、複数の議決権を有する場合、その有する議決権を統一しないで行使することができます。ただし、当該株主は、上記臨時株主総会の日3日前までに、カスミに対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、カスミは、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

MV関東

議決権の行使の方法としては、平成26年12月18日開催の臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります。

株主は、複数の議決権を有する場合、その有する議決権を統一しないで行使することができます。ただし、当該株主は、上記臨時株主総会の日3日前までに、MV関東に対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、MV関東は、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

組織再編成によって発行される株式の受取方法について

本株式移転によって発行される株式は当社の成立の日の直前の、マルエツ、カスミ及びMV関東の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に割り当てられます。

マルエツ及びカスミの株主は、自己のマルエツ、カスミの株式が記録されている振替口座に、当社の株式が記録されることにより、当社の株式を受け取ることができます。

一方、MV関東の株主につきましては、同社の株式が振替株式ではないことから、(i)自ら証券会社等に予め開設した株式の記録を受けるための振替口座をMV関東からの通知に従い同社に通知した場合には当該振替口座に、(ii)それ以外の場合には当社が株主のためにみずほ信託銀行株式会社に開設する予定の特別口座に、当社の株式が記録されることにより、当社の株式を受け取ることができます。

2. 組織再編成対象会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

マルエツ、カスミ及びMV関東は、本届出書提出日現在において、いずれも新株予約権又は新株予約権付社債を発行していないため、該当事項はありません。なお、マルエツは、平成26年10月31日をもって、取締役及び執行役員報酬として継続的に付与している株式報酬型ストック・オプションを廃止し、金銭による役員退職慰労金制度に移行いたしました。これに伴い、新株予約権者の全員から、未行使の新株予約権の全部を放棄する旨の書面を取得し、既発行の新株予約権の全部を消滅させております。

8 【組織再編成に関する手続】

1. 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定めとの相当性に関する事項、並びにマルエツにおいてはカスミ及びMV関東の、カスミにおいてはマルエツ及びMV関東の、MV関東においてはマルエツ及びカスミの最終事業年度に係る計算書類等の内容を記載した書面を、マルエツ、カスミ及びMV関東の本店に平成26年12月3日よりそれぞれ備え置くこととされています。その他に、マルエツ、カスミ又はMV関東の最終事業年度の末日後に会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容を記載した書面を追加で備え置くことといたします。

の書類は、平成26年10月31日開催のマルエツ、カスミ及びMV関東の取締役会において承認された株式移転計画であります。の書類は、本株式移転に際して株式移転比率及びその株式移転比率の算定根拠並びに上記株式移転計画において定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類であります。の書類は、マルエツ、カスミ又はMV関東の平成26年2月期の計算書類等に関する書類であります。の書類は、マルエツ、カスミ又はMV関東の平成26年2月期の末日後に、会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときに備え置かれるものであり、当該事象を記載した書面であります。

これらの書類は、マルエツ、カスミ及びMV関東の各本店で閲覧することができます。

2. 株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

基本合意書締結日(マルエツ、カスミ、イオン、丸紅) 平成26年5月19日(月曜日)

経営統合契約締結及び株式移転計画承認の取締役会(3社) 平成26年10月31日(金曜日)

経営統合契約締結及び株式移転計画承認(3社) 平成26年10月31日(金曜日)

臨時株主総会開催日(3社) マルエツ：平成26年12月18日(木曜日)(予定)
カスミ：平成26年12月22日(月曜日)(予定)
MV関東：平成26年12月18日(木曜日)(予定)

株式売買最終日(マルエツ及びカスミ) 平成27年2月24日(火曜日)(予定)

上場廃止日(マルエツ及びカスミ) 平成27年2月25日(水曜日)(予定)

当社設立日(効力発生日) 平成27年3月2日(月曜日)(予定)

当社新規上場日 平成27年3月2日(月曜日)(予定)

ただし、今後手続を進める中で、やむを得ない状況等が生じた場合には、5社による協議の上、日程を変更する場合があります。

3. 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

株式について

マルエツ、カスミ及びMV関東の株主が、その有するマルエツの普通株式、カスミの普通株式又はMV関東の普通株式につき、マルエツ、カスミ又はMV関東に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、それぞれの臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれマルエツ、カスミ又はMV関東に対して通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、マルエツ、カスミ又はMV関東が、上記臨時株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

新株予約権及び新株予約権付社債について

マルエツは、平成26年10月31日をもって、取締役及び執行役員の報酬として継続的に付与している株式報酬型ストック・オプションを廃止し、金銭による役員退職慰労金制度に移行いたしました。これに伴い、新株予約権者の全員から、未行使の新株予約権の全部を放棄する旨の書面を取得し、既発行の新株予約権の全部を消滅させております。

第2 【統合財務情報】

1. 当社

当社は新設会社でありますので、本届出書提出日現在において財務情報はありません。

2. 組織再編成後の当社

上記のとおり、当社には本届出書提出日現在において財務情報はありませんが、当社の完全子会社となるマルエツ、カスミ及びMV関東の「売上高」、「経常利益」及び「当期純利益」を合算すると、以下のとおりであります。もっとも、以下の数値は、単純な合算値に過ぎず、監査法人の監査証明を受けていない記載であることにご留意下さい。また、「売上高」、「経常利益」及び「当期純利益」以外の指標等については、単純な合算を行うことも困難であり、また、単純に合算を行うと却って投資家の皆様の判断を誤らせるおそれがありますことから、合算は行っておりません。

売上高	(百万円)	586,721
経常利益	(百万円)	9,579
当期純利益	(百万円)	4,443

(注) 合算に用いた数値は、マルエツ及びカスミの平成26年2月期連結決算数値、MV関東の平成26年2月期単体決算数値であります。

なお、当社の完全子会社となるマルエツ、カスミ及びMV関東の主要な経営指標等は、それぞれ次のとおりであります。ただし、MV関東の経営指標等につきましては、監査法人の監査証明を受けておりません。

マルエツ

主要な経営指標等の推移
 連結経営指標等

回次		第58期	第59期	第60期	第61期	第62期
決算年月		平成22年 2月	平成23年 2月	平成24年 2月	平成25年 2月	平成26年 2月
売上高	(百万円)	330,717	325,008	316,098	308,863	319,346
経常利益	(百万円)	7,584	5,780	6,720	1,680	3,038
当期純利益	(百万円)	6,965	2,764	956	1,822	827
包括利益	(百万円)			956	1,822	986
純資産額	(百万円)	58,924	61,010	61,285	62,427	63,397
総資産額	(百万円)	126,211	133,059	132,180	134,090	131,153
1株当たり純資産額	(円)	471.40	487.56	489.20	497.68	499.25
1株当たり当期純利益金額	(円)	55.80	22.15	7.66	14.59	6.61
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	(円)	55.75	22.09	7.63	14.50	6.58
自己資本比率	(%)	46.62	45.74	46.21	46.38	47.68
自己資本利益率	(%)	12.46	4.62	1.57	2.96	1.33
株価収益率	(倍)	6.70	14.85	39.56	21.45	54.16
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	7,947	8,703	9,655	4,463	7,994
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	5,347	10,870	8,094	114	4,279
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	2,137	1,373	1,764	240	2,923
現金及び現金同等物の 期末残高	(百万円)	8,929	8,135	7,931	12,750	14,693
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕	(人)	3,946 (10,211)	3,915 (10,527)	3,904 (10,690)	3,827 (11,180)	3,824 (11,277)

(注) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

カスミ

主要な経営指標等の推移
連結経営指標等

回次		第49期	第50期	第51期	第52期	第53期
決算年月		平成22年 2月	平成23年 2月	平成24年 2月	平成25年 2月	平成26年 2月
売上高	(百万円)	209,803	211,167	214,261	220,431	224,631
経常利益	(百万円)	6,095	7,384	8,363	6,672	6,374
当期純利益	(百万円)	2,760	3,221	1,457	3,289	3,586
包括利益	(百万円)			1,448	3,429	3,635
純資産額	(百万円)	38,981	41,284	41,825	44,283	47,012
総資産額	(百万円)	81,429	78,091	78,314	81,107	84,198
1株当たり純資産額	(円)	601.81	637.36	645.72	683.67	725.80
1株当たり当期純利益金額	(円)	42.61	49.74	22.50	50.79	55.37
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率	(%)	47.9	52.9	53.4	54.6	55.8
自己資本利益率	(%)	7.2	8.0	3.5	7.6	7.9
株価収益率	(倍)	10.68	9.17	23.38	11.44	11.97
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	9,518	7,284	7,238	7,995	8,233
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	4,826	2,196	5,536	6,169	6,639
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	2,917	4,082	3,657	1,227	929
現金及び現金同等物の 期末残高	(百万円)	11,336	12,340	10,385	10,983	11,649
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕	(名)	1,920 〔6,776〕	1,930 〔6,681〕	1,963 〔6,845〕	1,976 〔7,060〕	2,003 〔7,176〕

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 従業員数は、就業人員数を表示しております。

3 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

M V 関東

主要な経営指標等の推移(単体)

回次	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	第 5 期
決算年月	平成22年 2 月	平成23年 2 月	平成24年 2 月	平成25年 2 月	平成26年 2 月
売上高 (百万円)		33,529	34,905	38,121	42,744
経常利益又は 経常損失() (百万円)	0	206	573	96	166
当期純利益又は 当期純損失() (百万円)	0	137	37	11	29
持分法を適用した場合 の投資利益 (百万円)					-
資本金 (百万円)	10	100	100	100	100
発行済株式総数 (千株)	2	8	8	8	8
純資産額 (百万円)	19	659	696	707	736
総資産額 (百万円)	19	5,594	5,840	7,226	8,407
1株当たり純資産額 (円)	9,668.42	82,438.34	87,023.38	88,409.98	92,031.32
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額) (円)					-
1株当たり当期 純利益金額又は 当期純損失金額() (円)	331.57	17,135.06	4,585.24	1,417.86	3,621.34
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額 (円)					-
自己資本比率 (%)	99.10	11.79	11.92	9.79	8.76
自己資本利益率 (%)	3.43	20.79	5.27	1.60	3.93
株価収益率 (倍)					-
配当性向 (%)					-
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)		2,779	840	450	983
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)		329	399	1,468	1,048
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)		1,988	523	1,008	144
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	17	480	398	389	468
従業員数雇用者数) (人)		1,429	1,476	1,673	1,949

(注) 1 連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 金融商品取引法の規定に基づく監査は受けておりません。

3 株価収益率につきましては、M V 関東株式は非上場のため、記載しておりません。

第3 【発行者（その関連者）と組織再編成対象会社との重要な契約（発行者（その関連者）と対象者との重要な契約）】

該当事項はありません。

第三部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第2 統合財務情報」記載のとおりであります。

2 【沿革】

平成26年5月19日 マルエツ、カスミ、イオン及び丸紅は、マルエツ、カスミ及びイオンの連結子会社のMV関東による「首都圏におけるスーパーマーケット連合」の創設について、具体的な検討を開始することを合意、「基本合意書」を締結いたしました。

平成26年10月31日 マルエツ、カスミ及びMV関東は、各社取締役会において決議の上、共同して「株式移転計画書」を作成いたしました。また、マルエツ、カスミ、MV関東、イオン及び丸紅は、共同株式移転の方法により3社の完全親会社となる当社を設立して経営統合することにつき合意する「経営統合契約」を締結しました。

平成26年12月18日 マルエツ及びMV関東のそれぞれの臨時株主総会において、3社が共同で株式移転の方法により当社を設立し、当社の完全子会社となることについて決議する予定であります。

平成26年12月22日 カスミの臨時株主総会において、3社が共同で株式移転の方法により当社を設立し、当社の完全子会社となることについて決議する予定であります。

平成27年3月2日 マルエツ、カスミ及びMV関東が株式移転の方法により当社を設立する予定であります。当社の普通株式を東京証券取引所市場第一部に上場する予定であります。

なお、完全子会社となるマルエツ、カスミ及びMV関東の沿革につきましては、以下のとおりであります。

マルエツ

年月	概要
昭和27年 6月	初代社長高橋悦造が埼玉県浦和市(現・さいたま市)において魚の販売を開始(昭和20年10月)した個人経営の魚悦商店を基礎に有限会社魚悦商店(資本金250千円)を設立、会社の目的を「鮮魚、乾物食料品の販売」とする。
昭和34年 9月	有限会社丸悦ストアと商号変更。
昭和40年 4月	セルフサービス方式の食料品スーパーマーケットの第1号店として大宮店を開店。
昭和40年 8月	会社の目的に日用品、雑貨、洋品雑貨の販売等を加える。
昭和45年 4月	東京都に進出し、足立区に西新井店を開店。
昭和45年12月	有限会社を株式会社に組織変更。
昭和49年 2月	株式会社マルエツと商号変更し、同時に本店を埼玉県蕨市に移転。
昭和50年 2月	マルエツの不動産部門業務を行っていた高橋興業有限会社と合併。
昭和50年 5月	会社の目的に衣料品、医薬品の販売等を加える。
昭和51年 4月	株式の額面変更を目的として、マルエツ商事株式会社と合併。株式会社マルエツに商号変更。
昭和51年 5月	千葉県に進出し、千葉市に幕張店を開店。
昭和52年 2月	東京証券取引所市場第二部へ株式上場。
昭和53年 1月	株式会社プリマートと合併。
昭和56年 6月	サンデーマート株式会社(テナント事業を株式会社マルエツ開発が分割により承継したうえで、マルエツと合併)の株式取得。
昭和56年 7月	株式会社サンコーと合併。本店を東京都新宿区揚場町2番地14号に移転。
昭和59年 1月	大阪証券取引所市場第二部へ株式上場。
昭和59年10月	東京証券取引所、大阪証券取引所市場第一部に指定。
平成元年 4月	株式会社マルエツ開発(現・連結子会社)を設立。
平成元年 7月	本店を東京都豊島区東池袋5丁目51番12号に移転。
平成4年 3月	株式会社マーノ(現・連結子会社)を設立。
平成7年 6月	定時株主総会決議により決算期を3月31日から2月末日に変更。
平成7年11月	栃木県に進出し、小山市に小山店を開店。
平成8年 1月	茨城県に進出し、阿見町に阿見店を開店。
平成13年 8月	株式会社すえひろ(サンデーマート株式会社と合併)の第三者割当増資を引受ける。
平成14年 1月	株式会社ポロロッカ(マルエツと合併)の株式取得。
平成14年10月	株式会社日本流通未来教育センター(現・持分法適用関連会社)を設立。
平成15年12月	大阪証券取引所市場第一部上場廃止。
平成15年12月	サンデーマート株式会社と株式会社すえひろが合併。(存続会社はサンデーマート株式会社)
平成18年10月	丸紅がマルエツ株式の議決権の過半数を取得しマルエツの親会社となる。
平成19年 3月	株式会社ダイエーが保有するマルエツ株式の一部をイオンに譲渡したことにより丸紅は、親会社に該当しなくなる。
平成19年 9月	株式会社ダイエーが保有するマルエツ株式の一部をイオンに譲渡したことによりイオンがマルエツの筆頭株主となり、株式会社ダイエーは主要株主に該当しなくなる。
平成19年12月	株式会社ポロロッカと合併し、サンデーマート株式会社のテナント事業を株式会社マルエツ開発が分割により承継したうえで、同社の小売事業と合併。
平成22年 4月	株式会社マルエツフレッシュフーズ(現・連結子会社)及び株式会社マーノセンターサポート(現・連結子会社)を設立。
平成22年 7月	株式会社食品品質管理センター(現・連結子会社)を設立。
平成22年 9月	神奈川県川崎市に川崎複合センターを開設。
平成24年 4月	埼玉県三郷市に三郷複合センターを開設。
平成24年 8月	中国に丸悦(香港)有限公司(現・連結子会社)を設立。
平成25年 1月	中国に丸悦(無錫)商貿有限公司(現・連結子会社)を設立。
平成25年 2月	株式会社トマトスタンプと合併。
平成25年 9月	丸悦(無錫)商貿有限公司(現・連結子会社)を通じて中国に進出し、江蘇省無錫市にリンコス無錫蘇寧プラザ店を開店。
平成26年 2月	マルエツにおける期末日現在店舗数268店舗。
平成26年 5月	マルエツ、カスミ及びイオンの連結子会社のM V関東による「首都圏におけるスーパーマーケット連合」の創設について、具体的な検討を開始することをカスミ、イオン及び丸紅と合意、「基本合意書」を締結。
平成26年10月	カスミ、M V関東と経営統合契約を締結し、共同して株式移転計画書を作成。

カスミ

年月	概要
昭和36年 6月	株式会社霞ストア設立。
昭和36年 7月	1号店として石岡金丸店開店。
昭和43年10月	本部センター完成、同時に本店移転、商号を株式会社カスミストアに変更。
昭和46年 5月	完全セルフサービス方式を採用し、阿見店開店。
昭和49年12月	栃木県に進出し、二宮店開店。
昭和50年 1月	コンピューターを導入し、受注発注のシステム化を図る。
昭和51年 2月	千葉県に進出し、湖北店開店。
昭和51年12月	生鮮加工センター完成稼働、食肉の集中加工を開始。
昭和54年 5月	埼玉県に進出し、春日部藤塚店開店。
昭和55年 3月	株式額面を50円に変更するため、株式会社カスミストア(旧株式会社松田商店)に吸収合併。
昭和55年 7月	中央流通センター完成稼働、物流の効率化を図る。
昭和56年 8月	群馬県に進出し、大泉店開店。
昭和57年 9月	カスミ初のショッピングセンターとしてピアタウン土浦店開店。
昭和57年12月	東京証券取引所市場第二部に株式を上場。
昭和59年 8月	東京証券取引所市場第一部銘柄に指定。
昭和60年 8月	業容の多角化に伴い商号を株式会社カスミに変更。
昭和62年 2月	惣菜等の食品製造会社として株式会社毎日の食卓センター(現株式会社ローズコーポレーション《連結子会社》)を設立。
昭和63年 3月	家電専門店の運営を目的として株式会社カスミ家電(現株式会社ワンダーコーポレーション《関連会社》)設立。
平成 3年11月	POSシステムの導入を完了。
平成 5年 2月	つくばセンター稼働。
平成 6年 3月	生鮮加工センター増築、当日日付精肉商品の全店供給開始。
平成11年 9月	八郷店開店、百店舗達成。
平成12年 6月	本店の住所を茨城県つくば市西大橋599番地 1 へ移転。
平成13年 8月	旅行業の代理店業務を目的として株式会社カスミトラベル《連結子会社》設立。
平成15年 6月	イオンと業務及び資本提携契約を締結。
平成16年10月	株式会社ワンダーコーポレーション株式の一部売却及び同社の公募増資に伴い、同社及びその子会社は、連結子会社から関連会社となる。
平成21年 8月	食品の製造及び販売等を目的として株式会社カスミグリーン《連結子会社》設立。
平成26年 4月	東京都に進出し、オリナス錦糸町店開店。
平成26年 5月	マルエツ、カスミ及びイオンの連結子会社のMV関東による「首都圏におけるスーパーマーケット連合」の創設について、具体的な検討を開始することをマルエツ、イオン及び丸紅と合意、「基本合意書」を締結。
平成26年10月	マルエツ、MV関東と経営統合契約を締結し、共同して株式移転計画書を作成。

M V 関東

年月	概要
平成21年12月	イオンの完全子会社として、マックスバリュ関東株式会社を設立。
平成22年2月	イオンリテール株式会社のスーパーマーケット事業より関東地区17店舗を承継し事業開始。
平成22年4月	本社事務所を千葉市美浜区高洲へ移転。
平成22年6月	マックスバリュ関東としての第1号店「マックスバリュエクスプレス木月住吉店」を出店。
平成23年3月～ 平成24年2月	「マックスバリュエクスプレス松島店、同木場公園店」の2店舗を出店。
平成24年3月～ 平成25年2月	「マックスバリュ竹の塚店」「マックスバリュエクスプレス保木間店、同船堀駅前店」の3店舗を出店。
平成25年4～ 5月	「マックスバリュ新船橋店」「マックスバリュエクスプレス市川店」の2店舗を出店
平成25年5～ 8月	イオンエブリ株式会社より6店舗の営業を順次、譲り受け、リニューアルオープン
平成26年2月	イオンエブリ株式会社より1店舗の営業を譲り受け、リニューアルオープン
平成26年3月	イオンエブリ株式会社より16店舗の営業を譲り受け、順次リニューアルオープン
平成26年6月	本社事務所を東京都江東区へ移転。
平成26年10月	マルエツ、カスミと経営統合契約を締結し、共同して株式移転計画書を作成。

3 【事業の内容】

当社は、スーパーマーケット事業、その他の小売事業、並びにこれに関連する物品の製造、加工、卸売、輸出入等を営む会社、及び不動産事業並びにその他のサービス事業等を営む会社の株式又は持分を保有し、グループの経営管理、並びにこれに付帯する又は関連する業務を行う予定です。

また、完全子会社となるマルエツ、カスミ及びM V 関東の事業の内容につきましては、以下のとおりであります。

マルエツ

マルエツグループは、マルエツ及びマルエツの関係会社により構成され、小売及び小売周辺業務を主な事業内容とし、さらにこれらを補完する不動産事業等の事業活動を展開しています。

マルエツグループの事業にかかわる位置付け及びセグメントとの関連は次のとおりです。

小売事業

マルエツがスーパーマーケットを営み、(株)マルエツフレッシュフーズが生鮮食品の加工業務を担当しています。また、丸悦(香港)有限公司は丸悦(無錫)商貿有限公司の持株会社であり、丸悦(無錫)商貿有限公司が中国でスーパーマーケットを営んでいます。

不動産事業

(株)マルエツ開発が営んでいます。

その他

(株)クローバ商事が商品開発を、(株)食品品質管理センターが商品の品質管理及び検査業務を、(株)マーノが事務処理の受託業務及び人材派遣事業を、(株)マーノセンターサポートが加工センターのサポート業務をそれぞれ担当しています。

また、関連会社である(株)日本流通未来教育センターが教育事業を営んでいます。

カスミ

カスミグループは、カスミ、連結子会社((株)ローズコーポレーション、(株)協栄エイアンドアイ、(株)カスミトラベル及び(株)カスミグリーン)、関連会社((株)ワンダーコーポレーション、(株)ワンダーネット、(株)セイブ及び(株)那珂湊商業開発)の9社で構成され、スーパーマーケット事業及びその商品供給事業、その他の事業としてエンタテインメント商品等を取り扱う小売事業及び損害保険代理業等の事業活動を展開しております。

事業内容とカスミ及び関係会社の当該事業に係る位置付けは、次のとおりであります。

(スーパーマーケット事業)

会社名	区分
カスミ、(株)セイブ(注2)	食料品を中心に生活関連用品及び衣料品等のスーパーマーケット事業
(株)ローズコーポレーション(注1) (株)カスミグリーン(注1)	食品の製造及び販売等

(その他の事業)

会社名	区分
(株)ワンダーコーポレーション(注2) (株)ワンダーネット(注2)	ゲームソフト・映像ソフト・音楽ソフト・書籍を中心としたエンタテインメント商品、携帯電話、化粧品及びこれらに関連する商品の販売を主体とした小売事業
(株)協栄エイアンドアイ(注1)	損害保険代理業及びリース業
(株)カスミトラベル(注1)	旅行業及びその関連事業
(株)那珂湊商業開発(注3)	ショッピングセンター経営

(注1)連結子会社であります。

(注2)持分法適用関連会社であります。

(注3)持分法非適用関連会社であります。

MV関東

MV関東は平成21年12月に関東地区におけるスーパーマーケット事業を地域密着で展開することを目指して、イオンの完全子会社として設立されました。平成22年2月にはイオンリテールから関東地区17店舗を承継し事業を開始しました。MV関東はイオングループの中ではスーパーマーケット事業に位置付けられており、関東地区において食料品、家庭用品等の小売事業を営んでおります。また、MV関東は東京都、千葉県を中心に関東地区に広く店舗展開しております。(東京都21店舗、千葉県16店舗、埼玉県5店舗、神奈川2店舗、茨城県2店舗、群馬県1店舗、合計47店舗 平成26年8月31日現在)

4 【関係会社の状況】

当社は新設会社でありますので、本届出書提出日現在において関係会社はありませんが、当社の完全子会社となるマルエツ、カスミ及びMV関東それぞれの関係会社の状況につきましては、前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 1 組織再編成の目的等」記載の「2. 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係 (1) 提出会社の企業集団の概要 イ 提出会社の企業集団の概要」をご参照下さい。

5 【従業員の状況】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、未定であります。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となるマルエツ、カスミ及びMV関東の最近事業年度末時点(平成26年2月28日現在)の従業員の状況につきましては、以下のとおりであります。

マルエツ

平成26年2月28日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
小売事業	3,780 (10,469)
不動産事業	8 (32)
その他	36 (776)
合計	3,824 (11,277)

(注) 従業員数は就業人員です。また()内はパートタイマー及びアルバイトの期中平均人員(1日8時間換算)であり、外数で記載しています。

カスミ

平成26年2月28日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
スーパーマーケット事業	1,966 (7,144)
その他	37 (32)
合計	2,003 (7,176)

(注) 1 従業員数は就業人員数であります。
2 従業員数欄の(外書)は、パートナー社員(パートタイマー)及びアルバイトの年間平均雇用人員(7時間45分換算)であります。

MV関東

平成26年2月28日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
スーパーマーケット事業	322 (1,544)
合計	322 (1,544)

(注) 1 従業員数は就業人員であります。
2 従業員数欄の()は、コミュニティ社員(パートタイマー)及びアルバイトの平成26年2月28日現在の雇用人員(1日8時間換算)を外数で記載したものであります。

(3) 労働組合の状況

当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

連結会社の状況

当社の完全子会社となるマルエツ、カスミ及びMV関東のそれぞれの労働組合の状況につきましては、以下のとおりであります。

マルエツ

マルエツグループでは、マルエツにおいてマルエツ労働組合が組織されています。

平成26年2月28日現在における組合員数は、10,492人(パートタイマー7,837人含む。)で上部団体のU A ゼンセンに加盟しています。

なお、労使関係については円滑な関係にあり、特記すべき事項はありません。

カスミ

カスミグループは、U A ゼンセン同盟カスミグループ労働組合連合会と称し、昭和51年4月13日に結成しております。平成26年2月28日現在における組合員数は4,541名(含む正社員、パートナー社員)で上部団体のU A ゼンセン同盟流通部会に加盟しております。

労使関係は、組合結成以来労働争議らしきものもなく、きわめて良好に推移しております。

MV関東

MV関東は、イオングループ内の労働組合、イオンリテールワーカーズユニオンに属しており、MV関東としての労働組合は結成されておられません。なお労使関係については円滑に推移しております。

MV関東の就業者の平成26年2月28日現在における、イオンリテールワーカーズユニオン組合員数は1,409人(正社員、コミュニティ社員含む)であります。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるマルエツ及びカスミの業績等の概要については、両社の有価証券報告書(マルエツは平成26年5月23日提出、カスミは平成26年5月27日提出)及び四半期報告書(マルエツは平成26年7月15日及び10月14日提出、カスミは平成26年7月9日及び10月8日提出)をご参照下さい。MV関東につきましては、有価証券報告書を作成しておりませんので、参照すべきものではありません。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるマルエツ及びカスミの生産、受注及び販売の状況については、両社の有価証券報告書(マルエツは平成26年5月23日提出、カスミは平成26年5月27日提出)及び四半期報告書(マルエツは平成26年7月15日及び10月14日提出、カスミは平成26年7月9日及び10月8日提出)をご参照下さい。MV関東につきましては、有価証券報告書を作成しておりませんので、参照すべきものではありません。

3 【対処すべき課題】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるマルエツ及びカスミの対処すべき課題については、両社の有価証券報告書(マルエツは平成26年5月23日提出、カスミは平成26年5月27日提出)及び四半期報告書(マルエツは平成26年7月15日及び10月14日提出、カスミは平成26年7月9日及び10月8日提出)をご参照下さい。MV関東につきましては、有価証券報告書を作成しておりませんので、参照すべきものではありません。

4 【事業等のリスク】

当社は本届出書提出日現在において設立されておりませんが、本株式移転に関連し、当社グループの経営統合に係るリスクとして、下記(1)のリスクが想定されます。さらに、当社は本株式移転によりマルエツ、カスミ及びMV関東の完全親会社となるため、当社の設立後は本届出書提出日現在における各当事会社の事業等のリスクが当社の事業等のリスクとなりうるものが想定されます。各当事会社の事業等のリスクを踏まえた当社の事業等のリスクはそれぞれ下記(2)、(3)及び(4)のとおりであります。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載のない限り、本届出書提出日現在において判断したものであります。

(1) 経営統合に関するリスク

当社の設立は平成27年3月2日を目指しており、現在経営統合に向けた準備をマルエツ、カスミ及びMV関東で進めていますが、例えば以下のような経営統合に関するリスクが想定され、業務運営、経営成績、財政状態などに重要な影響を及ぼす可能性があります。

- ・関係当局の許認可や承認が得られない、又は遅延するリスク
- ・株主総会で本株式移転計画の承認が得られないリスク
- ・何らかの事情により、本株式移転計画の内容が変更になるリスク
- ・経済情勢の急激な悪化、金融市場の混乱等により、予定どおりに経営統合が進まないリスク
- ・経営統合により期待されるシナジー効果が十分に発揮されないリスク

(2) マルエツの事業等のリスク

マルエツグループの経営成績等に重要な影響を及ぼす可能性のあるリスクは次のとおりであります。

小売事業における市場動向

マルエツグループでは、首都圏に274店舗（平成26年8月31日現在）の食品スーパーを展開しています。そのため、景気や個人消費の動向、異常気象等の影響を受け易い特性があります。店舗間競争が激化している環境下で、個人消費の低迷が長期にわたり続いた場合、マルエツグループの業績及び財政状況に影響を及ぼす可能性があります。

法的規制

マルエツグループは、消費者保護、独占禁止、各種税制、環境・リサイクル関連法規等の法的規制の適用を受けています。マルエツグループとしては、法令遵守を旨とし、社内体制の万全を期しています。しかしながら、今後の税制改正に伴う消費税率の引き上げ、現在予期し得ない法的規制・法改正や電力供給不足への対応等の影響により、営業活動が制限されたり、個人消費が悪化することにより、マルエツグループの業績及び財政状況に影響を及ぼす可能性があります。

店舗数の増加及び減少

マルエツグループは出店に関して、マーケット分析等を行い投資回収計画を作成していますが開店後の業績が対策を講じても計画通りに推移しない場合、投資回収に計画差が生じ、以後の出店計画を見直す場合があります。

店舗の出店または閉鎖が計画通りに推移しない場合、マルエツグループの業績及び財政状況に影響を及ぼす可能性があります。

食品の安全性

マルエツグループでは食品の安全性に日頃より充分な注意を払い、食中毒の未然防止、放射性物質の自主検査を含めた商品の検査体制の充実や生産履歴(トレーサビリティ)の明確化に努めています。

万一、食中毒の発生等でお客様にご迷惑をお掛けする事態が発生したり、商品の信頼性を損なう事件・事故の発生等の予期せぬ事態や放射能汚染への懸念等により、食品の安全性への不安等が広まった場合、マルエツグループの業績及び財政状況に影響を及ぼす可能性があります。

年金債務及び年金資産

マルエツグループの退職給付費用及び退職給付債務は、割引率、年金資産の期待運用収益率等の基礎率を前提に算出しています。この前提が経済環境の変化、その他の要因により変動した場合や年金資産の運用実績が低下した場合には、マルエツグループの業績及び財政状況に影響を及ぼす可能性があります。

金利・金融市場の動向

マルエツグループの借入金金利は金利を固定することにより、金利変動リスクの軽減を図っていますが、今後の金利変動・金融市場の動向によっては、マルエツグループの金利負担・資金調達等において、業績及び財政状況に影響を及ぼす可能性があります。

訴訟事件

マルエツは、仕入業者、不動産賃貸人、その他の取引先と多種多様な契約を締結しており、これらの関係先と良好な関係を構築するよう努めていますが、諸事情によりこれら関係先との間で訴訟が生じた場合、マルエツグループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

店舗システム運用上のリスク

マルエツグループが事業展開をするための店舗における各種システムは、通信回線の二重化、不正侵入抑止等の対策を講じていますが、一般の認識のとおり完全にリスク回避できるものではありません。自然災害や事故等により甚大な設備の損壊があった場合、通信回線に支障が出た場合、不正侵入や従業員の過誤による障害が起きた場合には業務の遂行に支障をきたし、マルエツグループの業績及び財政状況に影響を及ぼす可能性があります。

個人情報保護のリスク

マルエツグループは、各店舗の顧客などに関する多くの個人情報を保有しています。個人情報などこれらの情報の取り扱いについては、社内ルールを設定し管理を徹底していますが、情報流失や犯罪行為等により情報漏洩が発生する可能性があります。その場合、社会的信用や企業イメージを損ない、マルエツグループの業績及び財政状況に影響を及ぼす可能性があります。

事業展開地域における自然災害、感染症の流行等によるリスク

マルエツグループの事業展開拠点は首都圏に集中しています。したがって、首都圏において大規模な地震・風水害などの自然災害や、テロ行為及び人為的要因を含む様々なトラブル等の発生により、事業の運営に支障をきたす場合や設備等の回復に多額の費用が発生する場合、また、感染症の流行による社会的・経済的混乱に伴い販売・事業活動等が阻害された場合、マルエツグループの業績及び財政状況に影響を及ぼす可能性があります。

財務制限条項

マルエツグループが締結している借入金契約の一部には、各年度の決算期末の単体及び連結の貸借対照表における純資産の部の金額、各年度の決算期の単体及び連結の損益計算書における営業利益に関して財務制限条項が付されています。この条項に抵触し、一括返済を求められた場合、マルエツグループの業績及び財政状況に影響を及ぼす可能性があります。

中国事業展開に伴うリスク

マルエツグループでは、中国に食品スーパーを展開しています。予期せぬ法律または規制の変更、為替レートの変動、政治または経済要因、税制の変更、テロ等による社会的混乱等が発生した場合、マルエツグループの業績及び財政状況に影響を及ぼす可能性があります。

(3) カスミの事業等のリスク

カスミの経営成績等に重要な影響を及ぼす可能性のあるリスクは次のとおりであります。

(スーパーマーケット事業における市場動向及び競合等の影響について)

現在スーパーマーケット業界は、異業種も含めた出店競争が激化しており、また景気や個人消費の動向、消費税法改正等の法的動向、異常気象等の影響を受けやすい業界でもあります。カスミグループのドミナントエリアにおいても、今後も大型店舗の新規出店が続いた場合、カスミグループの売上及び業績に影響を及ぼす可能性があります。また、カスミグループは衣料品、食料品を中心に季節商品も販売しており、冷夏・長雨等の異常気象が発生した場合、カスミグループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(店舗展開について)

カスミグループは、「スーパーマーケット」を中心に多店舗展開を行っております。出店及び店舗閉鎖は計画的に実施しておりますが、営業環境等の予期せぬ変化で計画どおりに進まない場合や、既出店近隣地域への競合施設の出店等により顧客動向が変化した場合は、当初計画の変更や、計画外の新規出店や店舗閉鎖が発生する可能性があります。これに伴ってカスミグループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(食品の安全性について)

カスミグループは、お客様に安心してお買い物をしていただけるように、食中毒の未然防止、食品の検査体制の充実、商品履歴の明確化等に努めております。しかしながら、万が一にも食中毒の発生や、牛海綿状脳症(BSE)・鳥インフルエンザ等の予期せぬ事態が発生すれば、カスミグループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(災害等の発生による影響について)

カスミグループは、国内において店舗又は事務所、食品製造工場、配送センター等の施設を保有しており、これらの施設が、地震・洪水等の自然災害や犯罪等の発生による被害を蒙る可能性があり、その被害の程度によっては、カスミグループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(情報リスクについて)

カスミグループは、店舗及び事務所等においてネットワークを構築し、営業・財務・個人データ等の様々な会社情報をコンピューター管理しております。社内情報管理規程等を設けて厳正な情報管理を実施しておりますが、犯罪行為やネットワーク障害等により、情報の漏洩・流失、及びシステムが破壊される事等により営業活動に支障が出る可能性があります。そのような事態が発生した場合には、カスミグループの社会的信用を失うとともに、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) M V 関東の事業等のリスク

M V 関東の経営成績等に重要な影響を及ぼす可能性のあるリスクは次のとおりであります。

需要動向におけるリスク

スーパーマーケット業界においては景気や個人消費の動向、消費税法改正の法的動向、異常気象等によりM V 関東の業績及び財務内容に影響を及ぼす可能性があります。

競争激化におけるリスク

M V 関東は関東エリアにおいて店舗による事業展開を行っております。M V 関東は生鮮食品の強化や品揃えの拡充、改装等による既存店の活性化を図っております。しかし、同じエリア内で競合する同業他社が新規出店を進めていることやコンビニエンスストア、小型S M の出店増など同業・他業態との競争が激化しており、M V 関東の業績や財務内容に影響を及ぼす可能性があります。

法的規制等におけるリスク

M V 関東は「大規模小売店舗立地法」「食品衛生法」「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」(J A S 法)「薬事法」「独占禁止法」「景品表示法」「未成年者飲酒禁止法」及び「労働基準法」等の法的規制の適用を受けております。これらへの対処につきましては、各種マニュアルの整備に基づく法令遵守の徹底をしておりますが、万一、法令の事由や妥当ではないとする事由が発生し、社会的信用の低下や事業活動が制限された場合、M V 関東の業績及び財務内容に影響を及ぼす可能性があります。

食品の安全性におけるリスク

M V 関東は、生鮮食品等の部門においてインストア製造を実施しており、製造・販売者の責任として、さまざまな食品表示や衛生管理の履行が必要となっております。これらに対してM V 関東は各種表示や衛生管理について社内教育の実施、チェック体制の徹底により対策を実施しておりますが、予期せぬ事件・事故等が発生した場合には、社会的信用の低下を招き、M V 関東の業績及び財務内容に影響を及ぼす可能性があります。

出店におけるリスク

M V 関東は関東エリアにおいてスーパーマーケット事業を営んでおります。出店等は計画に基づき予定地の選定及び事前立地調査等を実施しておりますが、投資回収期間や予想利益等の出店条件に見合う店舗が見つからない場合には当初計画の変更が発生する可能性があり、これによりM V 関東の業績及び財務内容に影響を及ぼす可能性があります。

減損会計の適用におけるリスク

MV関東は固定資産の減損に係る会計基準を適用しておりますが、新規開店する店舗や現在堅調に推移している既存店舗(営業資産)及び事業の譲受けにより計上したのれんにおいて、競争の激化や予期せぬ商圏の変動等により収益性に変動をきたした場合、資産の減損処理が必要になる可能性があります。

この場合、MV関東の業績や財務内容に影響を及ぼす可能性があります。

短時間労働者への社会保険適用の拡大

近い将来、短時間労働者への社会保険適用拡大が実施され厚生年金保険料及び健康保険組合保険料率の引き上げが実施された場合、MV関東の社会保険負担が増加し、MV関東の業績及び財務内容に影響を及ぼす可能性があります。

個人情報の管理におけるリスク

MV関東は小売事業の顧客から得た個人情報を保有しております。これらの個人情報の管理につきましては「個人情報の保護に関する法律」の施行に合わせ、社内規定、マニュアル等を作成し、厳格な運用と従業員への教育の徹底を図っております。これらの対策を実施しておりますが、予期せぬ事件・事故等により個人情報の流出が発生した場合は、社会的信用の低下を招き、業績及び財務内容に影響を及ぼす可能性があります。

イオン及びイオングループとの関係

MV関東の親会社はイオンであり、平成26年2月期において、MV関東の株式を100%所有しております。MV関東が店舗展開している千葉県、東京都、埼玉県、神奈川県、茨城県、群馬県のエリアではイオングループの他社も店舗展開しておりますが、エリア全体のマーケット規模から判断いたしますと、現状では競合となりうる状況には至っておりません。しかしながら、MV関東の親会社であるイオンにおけるグループ戦略に変更が生じた場合や、当該グループ戦略に起因する各グループ企業の事業展開によっては、事業競合が発生する可能性は否定できず、この場合、MV関東の事業展開及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(人的関係)

平成26年8月31日現在、イオングループからのMV関東受入出向者は79名です。

自然災害及び事故等におけるリスク

地震や台風等の自然災害が発生し、その被害が広範囲にわたった場合や予期せぬ事故が発生した場合には多数の店舗の営業が困難になり、MV関東の業績に影響を与える可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるマルエツ及びカスミの経営上の重要な契約等については、両社の有価証券報告書(マルエツは平成26年5月23日提出、カスミは平成26年5月27日提出)及び四半期報告書(マルエツは平成26年7月15日及び10月14日提出、カスミは平成26年7月9日及び10月8日提出)をご参照下さい。MV関東につきましては、有価証券報告書を作成しておりませんので、参照すべきものではありません。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要」をご参照下さい。

6 【研究開発活動】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるマルエツ及びカスミの研究開発活動については、両社の有価証券報告書(マルエツは平成26年5月23日提出、カスミは平成26年5月27日提出)及び四半期報告書(マルエツは平成26年7月15日及び10月14日提出、カスミは平成26年7月9日及び10月8日提出)をご参照下さい。MV関東につきましては、有価証券報告書を作成しておりませんので、参照すべきものではありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるマルエツ及びカスミの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、両社の有価証券報告書(マルエツは平成26年5月23日提出、カスミは平成26年5月27日提出)及び四半期報告書(マルエツは平成26年7月15日及び10月14日提出、カスミは平成26年7月9日及び10月8日提出)をご参照下さい。MV関東につきましては、有価証券報告書を作成しておりませんので、参照すべきものはありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

(1) 当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社

当社の完全子会社となるマルエツ及びカスミの設備投資等の概要については、両社の有価証券報告書(マルエツは平成26年5月23日提出、カスミは平成26年5月27日提出)及び四半期報告書(マルエツは平成26年7月15日及び10月14日提出、カスミは平成26年7月9日及び10月8日提出)をご参照下さい。

MV関東の設備投資等の概要については以下のとおりです。

MV関東

第5期事業年度(自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日)

当事業年度におけるMV関東の主要な設備投資は10店舗の新設と3店舗の改装、7店舗の譲受によるものであり総額1,615百万円の設備投資を行いました。

第6期第2四半期累計期間(自 平成26年3月1日 至 平成26年8月31日)

当第2四半期累計期間におけるMV関東の主要な設備投資は3店舗の改装、16店舗の譲受によるものであり総額714百万円の設備投資を行いました。

2 【主要な設備の状況】

(1) 当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社

当社の完全子会社となるマルエツ及びカスミの主要な設備の状況については、両社の有価証券報告書(マルエツは平成26年5月23日提出、カスミは平成26年5月27日提出)及び四半期報告書(マルエツは平成26年7月15日及び10月14日提出、カスミは平成26年7月9日及び10月8日提出)をご参照下さい。

MV関東の主要な設備の状況については以下のとおりです。

MV関東

(平成26年8月31日現在)

事業所名 (所在地)	設備の 内容	帳簿価額					従業員数 (人)	
		建物及び 構築物 (百万円)	車両及び 器具備品 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	リース 資産 (百万円)	差入 保証金 (百万円)		合計 (百万円)
東京都 (マックスバリュ 田無芝久保店 他21店舗)	店舗	989	384			519	1,893	586
千葉県 (マックスバリュ おゆみ野店 他17店舗)	店舗	958	611	20		448	2,039	1,008
埼玉県 (マックスバリュ 蕨店 他5店舗)	店舗	19	28			123	170	148
神奈川県 (マックスバリュ エクスプレス木月住吉店 他21店舗)	店舗	342	69			56	468	155
茨城県 (マックスバリュ 常陸太田店 他1店舗)	店舗		5	78		87	172	93
群馬県 (マックスバリュ エクスプレス高崎店)	店舗	5	2				8	5
本部 (東京都江東区)	本社	19	14			17	51	104
合計		2,334	1,117	98		1,252	4,804	2,099

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社

当社の完全子会社となるマルエツ及びカスミの設備の新設、除却等の計画については、両社の有価証券報告書(マルエツは平成26年5月23日提出、カスミは平成26年5月27日提出)及び四半期報告書(マルエツは平成26年7月15日及び10月14日提出、カスミは平成26年7月9日及び10月8日提出)をご参照下さい。

MV関東の設備の新設、除却等の計画については該当事項ありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

平成27年3月2日時点の当社の状況は以下のとおりとなる予定であります。

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	500,000,000
計	500,000,000

【発行済株式】

種類	発行数	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	131,687,853株	東京証券取引所(市場第一部)	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら規定のない、当社における標準となる株式であります。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。
計	131,687,853株		

(注) 当社が交付する新株式数(予定)

マルエツの平成26年8月31日時点における普通株式の発行済株式総数(128,894,833株)、カスミの平成26年8月31日時点における普通株式の発行済株式総数(65,013,859株)、MV関東の平成26年11月30日時点における普通株式の発行済株式総数(10,000株)を前提として算出しております。但し、マルエツ及びカスミは、基準時においてそれぞれが保有する自己株式の全部(本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含みます。)を株式買取請求に係る株式の買取りの効力が生じた後、本株式移転の効力発生までの間に消却する予定であるため、マルエツの平成26年8月31日時点における自己株式数(3,571,372株)及びカスミの平成26年8月31日時点における自己株式数(240,971株)は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。また、MV関東は、平成26年11月14日にイオンを割当先とする第三者割当増資により、新たに2,000株を発行しましたが、かかる株式は、上記の算出において、新株式交付の対象に含めております。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

平成27年3月2日現在の当社の発行済株式総数、資本金等は以下のとおりとなる予定であります。

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成27年3月2日	131,687,853	131,687,853	10,000	10,000	2,500	2,500

(注) 当社が交付する新株式数(予定)

マルエツの平成26年8月31日時点における普通株式の発行済株式総数(128,894,833株)、カスミの平成26年8月31日時点における普通株式の発行済株式総数(65,013,859株)、MV関東の平成26年11月30日時点における普通株式の発行済株式総数(10,000株)を前提として算出しております。但し、マルエツ及びカスミは、基準時においてそれぞれが保有する自己株式の全部(本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含みます。)を株式買取請求に係る株式の買取りの効力が生じた後、本株式移転の効力発生までの間に消却する予定であるため、マルエツの平成26年8月31日時点における自己株式数(3,571,372株)及びカスミの平成26年8月31日時点における自己株式数(240,971株)は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。また、MV関東は、平成26年11月14日にイオンを割当先とする第三者割当増資により、新たに2,000株を発行しましたが、かかる株式は、上記の算出において、新株式交付の対象に含めております。

(5) 【所有者別状況】

当社は新設会社でありますので、本届出書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となるマルエツ、カスミ及びMV関東の平成26年8月31日現在の所有者別状況については、以下のとおりであります。

マルエツ

平成26年8月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)		33	28	319	100	7	6,957	7,444	
所有株式数(単元)		9,988	677	95,875	4,587	17	17,135	128,279	615,833
所有株式数の割合(%)		7.8	0.5	74.7	3.6	0.0	13.4	100.0	

- (注) 1 自己株式3,571,372株は「個人その他」に3,571単元、「単元未満株式の状況」に372株含まれています。
2 証券保管振替機構名義の株式は、「単元未満株式の状況」に300株含まれています。

カスミ

平成26年8月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)		27	21	442	124	10	37,830	38,454	
所有株式数(単元)		82,771	3,046	315,648	50,267	21	197,972	649,725	41,359
所有株式数の割合(%)		12.74	0.47	48.58	7.74	0.00	30.47	100.00	

- (注) 1 自己株式240,971株は、「個人その他」に2,409単元及び「単元未満株式の状況」に71株を含めて記載しております。なお、平成26年8月31日現在の実保有残高は240,971株であります。
2 上記「その他の法人」の中には、証券保管振替機構名義の株式が10単元含まれております。

MV関東

平成26年8月31日現在

区分	株式の状況								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)				1				1	
所有株式数(株)				8,000				8,000	
所有株式数の割合(%)				100.0				100.0	

- (注) 1 平成26年11月14日にイオンを割当先とする第三者割当増資を実施したことにより、上記からその他の法人の所有株式数が2,000株増加しております。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

当社は新設会社でありますので、本届出書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となるマルエツ、カスミ及びMV関東の平成26年8月31日現在の発行済株式についての議決権の状況については、以下のとおりであります。

マルエツ

平成26年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,571,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 124,708,000	124,708	
単元未満株式	普通株式 615,833		
発行済株式総数	128,894,833		
総株主の議決権		124,708	

(注) 1 「単元未満株式」の欄には、マルエツ所有の自己株式372株及び証券保管振替機構名義の単元未満失念株式が300株含まれています。

カスミ

平成26年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 240,900		
完全議決権株式(その他)	普通株式 64,731,600	647,316	
単元未満株式	普通株式 41,359		
発行済株式総数	65,013,859		
総株主の議決権		647,316	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が1,000株(議決権10個)含まれております。

2 「単元未満株式」欄には、カスミ所有の自己保有株式が71株含まれております。

M V 関東

平成26年 8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 8,000	8,000	
単元未満株式			
発行済株式総数	8,000		
総株主の議決権		8,000	

(注) 1 平成26年11月14日にイオンを割当先とする第三者割当増資を実施したことにより、上記から完全議決権株式(その他)が2,000株、その議決権の数が2,000個増加しております。

【自己株式等】

当社は、本株式移転により設立されるため、本株式移転効力発生日である平成27年3月2日時点において、当社の自己株式を保有しておりません。なお、当社の完全子会社となるマルエツ、カスミ及びM V 関東の平成26年8月31日現在の自己株式については、以下のとおりであります。

マルエツ

平成26年 8月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社マルエツ	東京都豊島区東池袋5丁目51番12号	3,571,000		3,571,000	2.77
計		3,571,000		3,571,000	2.77

カスミ

平成26年 8月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社カスミ	茨城県つくば市西大橋 599 - 1	240,900		240,900	0.37
計		240,900		240,900	0.37

M V 関東

平成26年 8月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
計					

(7) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

3 【配当政策】

新設会社であるため、未定であります。

なお、当社の剰余金の配当につきましては、取締役会の決議によるものとする予定であります。当社の剰余金の配当の基準日は、期末配当につきましては毎年2月末日、中間配当につきましては毎年8月31日とする旨を定款において定める予定であります。以上のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨を定款において定める予定であります。

4 【株価の推移】

当社は新設会社であるため、当社においては株価の推移はありませんが、当社の完全子会社となるマルエツ及びカスミの株価の推移は以下のとおりであります。なお、当社の完全子会社となるMV関東は非上場であるため株価の推移はありません。

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

マルエツ

回次	第58期	第59期	第60期	第61期	第62期
決算年月	平成22年2月	平成23年2月	平成24年2月	平成25年2月	平成26年2月
最高(円)	515	446	331	316	425
最低(円)	371	273	248	250	291

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

カスミ

回次	第49期	第50期	第51期	第52期	第53期
決算年月	平成22年2月	平成23年2月	平成24年2月	平成25年2月	平成26年2月
最高(円)	489	497	542	592	710
最低(円)	369	404	355	500	551

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

マルエツ

月別	平成26年6月	7月	8月	9月	10月	11月
最高(円)	366	420	458	526	567	556
最低(円)	350	363	396	432	496	540

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

カスミ

月別	平成26年6月	7月	8月	9月	10月	11月
最高(円)	740	814	869	1,003	1,053	1,076
最低(円)	712	740	785	828	954	1,038

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員 の 状況】

平成27年3月2日現在の当社の役員 の 状況は、以下のとおりであります。

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有するマルエツの株式数(千株) (2) 所有するカスミの株式数(千株) (3) 所有するMV関東の株式数(千株) (4) 割り当てられる当社の株式数(千株)
代表取締役 会長		小瀧 裕正	昭和16年 3月12日生	昭和40年4月 (株)主婦の店ダイエー(現(株)ダイエー)入社 平成9年5月 (株)ダイエー専務取締役 平成12年9月 (株)カスミ顧問 平成13年5月 同社代表取締役副社長 平成14年3月 同社代表取締役社長 平成22年3月 同社代表取締役会長(現)	注3	(1) 0 (2) 162 (3) (4) 162
代表取締役 社長		上田 真	昭和28年 8月17日生	昭和51年3月 (株)マルエツ入社 平成7年4月 同社販売本部第16販売部長 平成8年4月 同社経営管理本部経営計画部長 平成11年3月 同社総務人事本部人事部長 平成17年3月 同社教育人事本部長 平成17年5月 同社取締役 平成18年5月 同社執行役員 平成19年5月 同社常務執行役員 平成20年3月 同社営業企画本部長 平成22年3月 同社教育人事本部長 平成22年9月 同社営業統括副統括(商品計画担当) 平成23年5月 同社専務執行役員 平成25年4月 同社代表取締役社長(現)	注3	(1) 34 (2) (3) (4) 17
代表取締役		平尾 健一	昭和37年 1月1日生	昭和59年3月 ジャスコ(株)(現イオン(株))入社 平成14年8月 マックスバリュ宮城福島事業部長 平成17年9月 マックスバリュ近畿四国事業部長 平成19年3月 (株)マイカルカンテポレ代表取締役社長 平成21年2月 イオンペーカリーシステム(株)代表取締役社長 平成22年4月 イオンタイランド(株)代表取締役社長 平成26年9月 イオン(株)SM・DS・小型店事業最高経営責任者補佐(現)	注3	(1) (2) (3) (4)
取締役 副社長		藤田 元宏	昭和30年 7月11日生	昭和53年3月 (株)カスミ入社 平成10年9月 同社人事部マネジャー 平成12年5月 同社取締役 平成16年5月 同社常務取締役 平成17年3月 同社上席執行役員業務サービス本部マネジャー兼コンプライアンス統括室マネジャー 平成18年3月 同社ストアサティスファクション業務本部マネジャー 平成18年5月 同社開発本部マネジャー 平成19年5月 同社専務取締役 平成21年2月 同社店舗開発・サービス本部マネジャー 平成22年9月 同社販売統括本部マネジャー兼フードマーケット運営事業本部マネジャー 平成23年9月 同社営業統括本部マネジャー兼フードマーケット運営事業本部マネジャー 平成24年3月 同社代表取締役社長(現)	注3	(1) (2) 92 (3) (4) 92

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有するマルエツの株式数(千株) (2) 所有するカスミの株式数(千株) (3) 所有するM V関東の株式数(千株) (4) 割り当てられる当社の株式数(千株)
取締役		古瀬 良多	昭和32年 1月3日生	昭和55年3月 (株)マルエツ入社 平成11年3月 同社経営管理本部総合企画部長 平成13年3月 同社経営企画室事業企画部長 平成15年9月 同社経営戦略室調査部長 平成18年3月 同社経営企画本部長 平成18年5月 同社取締役(現)執行役員 平成20年5月 同社常務執行役員 平成23年5月 同社専務執行役員 平成25年4月 同社経営企画本部長兼財務経理管掌 平成25年5月 同社副社長執行役員(現) 平成26年3月 同社経営企画本部長兼財務経理管掌兼開発管掌(現)	注3	(1) 27 (2) (3) (4) 13
取締役		岡田 元也	昭和26年 6月17日生	昭和54年3月 ジャスコ(株)(現イオン(株))入社 平成2年5月 イオン(株)取締役 平成4年2月 同社常務取締役 平成7年5月 同社専務取締役 平成9年6月 同社代表取締役社長 平成15年5月 同社取締役兼代表執行役社長(現) 平成15年9月 (株)マイカル(現イオンリテール(株))代表取締役会長 平成16年5月 (株)カスミ取締役相談役(現) 平成24年3月 イオン(株)グループCEO(現)	注3	(1) (2) (3) (4)
取締役		秋吉 満	昭和31年 1月9日生	昭和53年4月 丸紅(株)入社 平成17年4月 同社財務部長 平成19年4月 同社執行役員 平成21年4月 同社常務執行役員 平成22年6月 同社代表取締役常務執行役員 平成24年4月 同社代表取締役専務執行役員 平成26年4月 同社代表取締役副社長執行役員(現)	注3	(1) (2) (3) (4)
取締役 注1		鳥飼 重和	昭和22年 3月12日生	昭和50年4月 税理士事務所入所 平成2年4月 弁護士登録 平成6年4月 鳥飼経営法律事務所(現鳥飼総合法律事務所)代表(現)	注3	(1) (2) (3) (4)
常勤監査役		細谷 和夫	昭和28年 2月3日生	昭和50年4月 (株)ダイエー入社 昭和53年1月 (株)サンコー入社 (昭和56年7月同社は(株)マルエツに合併) 平成6年4月 (株)マルエツ販売本部第5販売部長 平成7年4月 同社商品本部加工食品部長 平成13年3月 同社経営企画室経営計画部長 平成15年3月 同社経営統括神奈川エリア統括マネージャー 平成18年4月 同社販売統括本部副本部長兼販売計画部長 平成19年5月 同社執行役員販売統括本部埼玉販売本部長 平成21年3月 同社販売統括神奈川販売本部長 平成23年3月 同社社長付 平成23年5月 同社監査役(現)	注4	(1) 33 (2) (3) (4) 17
常勤監査役		内田 勉	昭和28年 6月28日生	昭和51年3月 (株)カスミ入社 平成17年3月 同社執行役員 平成18年7月 同社人事総務本部マネージャー兼秘書室マネージャー 平成19年5月 同社取締役 平成21年2月 同社人事総務部マネージャー 平成24年5月 同社監査役(現)	注4	(1) (2) 26 (3) (4) 26

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	(1) 所有するマルエツの株式数(千株) (2) 所有するカスミの株式数(千株) (3) 所有するM V関東の株式数(千株) (4) 割り当てられる当社の株式数(千株)
監査役 注2		笹岡 晃	昭和35年 10月10日生	昭和59年4月 平成19年4月 平成22年4月 平成26年4月	丸紅(株)入社 同社流通企画部長 同社ダイエー事業室長 同社食品部門長補佐(現)	注4	(1) (2) (3) (4)
監査役 注2		若生 信弥	昭和31年 10月6日生	昭和55年4月 平成19年4月 平成19年4月 平成20年4月 平成20年4月 平成22年7月 平成24年4月 平成25年7月 平成25年7月 平成26年1月 平成26年1月 平成26年5月 平成26年5月	(株)第一勧業銀行(現(株)みずほ銀行)入行 (株)みずほコーポレート銀行(現(株)みずほ銀行)執行役員 同行グローバルストラクチャードファイナンス営業部長 同行常務執行役員 同行欧州地域統括役員 同行米州地域統括役員 同行米州地域ユニット長 (株)みずほ銀行常務執行役員 同行米州地域ユニット長 (株)みずほフィナンシャルグループ常務執行役員兼(株)みずほ銀行常務執行役員 同行米国F B O規制対応担当役員兼(株)みずほ銀行米州地域ユニット長 イオン(株)専務執行役(現) 同社グループ財務最高責任者(現)	注4	(1) (2) (3) (4)
計							(1) 94 (2) 281 (3) (4) 329

- (注) 1 取締役鳥飼重和氏は、社外取締役であります。
 2 監査役笹岡晃氏及び若生信弥氏は、社外監査役であります。
 3 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
 4 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) 会社の機関

当社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を設置いたします。なお、会計監査人については、有限責任監査法人トーマツを予定しております。

(2) 内部監査及び監査役監査

内部監査については、内部監査に係る人員数は未定であります。組織、制度及び業務が法令や社内規定等に従い、適切かつ有効に運用されているかを監査する予定です。監査役監査については、4名(内常勤2名)で実施することを予定しております。

また、監査役は定期的に内部監査担当と意見交換を行い、情報共有することで連携を図る予定です。

(3) 社外取締役及び社外監査役

社外取締役

社外取締役を1名選任する予定です。

社外取締役と当社との間に人的関係、資本的关系又は取引関係その他利害関係はありません。

社外監査役

社外監査役は2名選任する予定です。

社外監査役と当社との間に人的関係、資本的关系又は取引関係その他利害関係はありません。

(4) 役員報酬

当社は、取締役及び監査役の報酬等は株主総会の決議によって定めるものとします。ただし、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結までの期間の当社の取締役の報酬等の総額は150百万円以内とし、監査役の報酬等の総額は50百万円以内とする旨を定款(附則)で定める予定です。

(5) 取締役に関する定款の規定

当社の取締役は16名以内とする旨を定款で定める予定です。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款で定める予定です。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款で定める予定です。

(6) 監査役に関する定款の規定

当社の監査役は、5名以内とする旨を定款で定める予定です。監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款で定める予定です。

(7) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定める予定です。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

(8) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとしている事項

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により当社の株式を取得することができる旨を定款で定める予定です。

また、当社は、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含みます。)及び監査役(監査役であった者を含みます。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定款で定める予定です。

(9) 社外取締役の責任免除

当社は、社外取締役として優秀な人材を招聘することができるよう、「会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。」旨を定款に定める予定です。

なお、これに関して、会社法の一部を改正する法律(平成26年法律第90号)の施行日の到来をもって、「会社法第427条第1項の規定により、業務執行取締役等でない取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。」旨に変更することを定款(附則)に定める予定です。

(10) 社外監査役の責任免除

当社は、社外監査役として優秀な人材を招聘することができるよう、定款において、「会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。」旨を定款に定める予定です。

なお、これに関して、会社法の一部を改正する法律(平成26年法律第90号)の施行日の到来をもって、「会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。」旨に変更することを定款(附則)に定める予定です。

(11) その他の事項

その他の事項については、当社は新設会社であるため、未定です。

(2) 【監査報酬の内容等】

当社は、会計監査人として、有限責任監査法人トーマツに委託する予定であります。

なお、監査報酬の内容等は未定であります。

第5 【経理の状況】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるマルエツ及びカスミの経理の状況については、両社の有価証券報告書(マルエツは平成26年5月23日提出、カスミは平成26年5月27日提出)及び四半期報告書(マルエツは平成26年7月15日及び10月14日提出、カスミは平成26年7月9日及び10月8日提出)をご参照下さい。当社の完全子会社となるMV関東につきましては、有価証券報告書を作成しておりませんので、参照すべきものではありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

当社の株式事務の概要は、以下のとおりであります。

事業年度	3月1日から2月末日まで
定時株主総会	5月中
基準日	2月末日
株券の種類	該当事項はありません
剰余金の配当の基準日	8月31日、2月末日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) ・マルエツの株式を所有していた株主さま 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部 ・カスミの株式を所有していた株主さま 東京都千代田区大手町二丁目6番2号 東京証券代行株式会社
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	未定
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。
株主に対する特典	該当事項はありません

(注) 1 当社の普通株式は、東京証券取引所へ上場申請手続を行い、平成27年3月2日に市場第一部に上場する予定であります。

- 2 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。
- 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
 - 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当社に請求する権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

イオンマーケットインベストメント株式会社が当社の金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等となる予定であります。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【特別情報】

第1 【提出会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

1 【貸借対照表】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

2 【損益計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

3 【株主資本等変動計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

4 【キャッシュ・フロー計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

第五部 【組織再編成対象会社情報】

第 1 【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

マルエツ及びカスミ

(1) 【組織再編成対象会社が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

(マルエツ)

事業年度 第62期(自平成25年 3月 1日 至平成26年 2月28日) 平成26年 5月23日関東財務局長に提出。

(カスミ)

事業年度 第53期(自平成25年 3月 1日 至平成26年 2月28日) 平成26年 5月27日関東財務局長に提出。

【四半期報告書又は半期報告書】

(マルエツ)

事業年度 第63期第 1 四半期(自 平成26年 3月 1日 至 平成26年 5月31日) 平成26年 7月15日関東財務局長に提出。

事業年度 第63期第 2 四半期(自 平成26年 6月 1日 至 平成26年 8月31日) 平成26年10月14日関東財務局長に提出。

(カスミ)

事業年度 第54期第 1 四半期(自 平成26年 3月 1日 至 平成26年 5月31日) 平成26年 7月 9日関東財務局長に提出。

事業年度 第54期第 2 四半期(自 平成26年 6月 1日 至 平成26年 8月31日) 平成26年10月 8日関東財務局長に提出。

【臨時報告書】

(マルエツ)

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日までに、以下の臨時報告書を提出。

金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく臨時報告書を平成26年 5月26日に関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 6 号の 3 の規定に基づく臨時報告書を平成26年11月 4日関東財務局長に提出。

(カスミ)

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日までに、以下の臨時報告書を提出。

金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく臨時報告書を平成26年 5月28日に関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 6 号の 3 の規定に基づく臨時報告書を平成26年11月 4日関東財務局長に提出。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

(マルエツ)

株式会社マルエツ

(東京都豊島区東池袋 5 丁目51番12号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

(カスミ)

株式会社カスミ

(茨城県つくば市西大橋599番地 1)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

M V 関東

該当事項はありません。

第六部 【株式公開情報】

第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

2 【取得者の概況】

該当事項はありません。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において株主はおりませんが、当社の完全子会社となるマルエツ、カスミ及びMV関東の平成26年8月31日現在の株主の状況は以下のとおりであります。

マルエツ

氏名又は名称	住所	平成26年8月31日現在	
		所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
イオン株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番1号	41,201	31.96
丸紅株式会社	東京都千代田区大手町1丁目4番2号	37,113	28.79
東京センチュリーリース株式会社	東京都千代田区神田練堀町3番地	2,891	2.24
株式会社日本アクセス	東京都品川区大崎1丁目2番2号	2,162	1.68
三菱食品株式会社	東京都大田区平和島6丁目1番1号	2,083	1.62
国分株式会社	東京都中央区日本橋1丁目1番1号	2,013	1.56
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,368	1.06
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8番11号	1,285	1.00
マルエツ従業員持株会	東京都豊島区東池袋5丁目51番12号	1,238	0.96
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号	1,000	0.78
計		92,358	71.65

- (注) 1 日本マスタートラスト信託銀行株式会社及び日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の所有株式は、信託業務に係るものです。
- 2 上記の他、マルエツは自己株式3,571,372株(2.77%)を保有していますが、上記大株主からは除外していません。
- 3 本株式移転の前にイオンの所有株式は会社分割の方法によりイオンマーケットインベストメント株式会社に承継される予定です。
- 4 本株式移転の前にイオンマーケットインベストメント株式会社はマルエツ株式に対して公開買付けを実施する予定であり、丸紅からその所有株式全てについて応募する旨の合意を得ております。

カスミ

平成26年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
イオン株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1	21,064	32.40
カスミ取引先持株会	茨城県つくば市西大橋599-1	2,947	4.53
公益財団法人神林留学生奨学会	東京都文京区本駒込2-12-13	2,300	3.54
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1-6-6 日本生命証券管理部内	1,131	1.74
株式会社常陽銀行	茨城県水戸市南町2-5-5	1,000	1.54
日本興亜損害保険株式会社	東京都千代田区霞が関3-7-3	963	1.48
カスミ従業員持株会	茨城県つくば市西大橋599-1	937	1.44
株式会社ママダ	茨城県筑西市横島230	877	1.35
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	833	1.28
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	742	1.14
計		32,797	50.45

(注) 1 上記所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 650千株

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 580千株

2 日本興亜損害保険株式会社は、株式会社損害保険ジャパンと平成26年9月1日に合併し、現在損害保険ジャパン日本興亜株式会社となっております。

3 本株式移転の前にイオンの所有株式は会社分割の方法によりイオンマーケットインベストメント株式会社に承継される予定です。

MV関東

平成26年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
イオン株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1	8	100.00
計		8	100.00

(注) 1 平成26年11月14日にイオンを割当先とする第三者割当増資を実施したことにより、イオンの所有株式数は上記から2千株増加しております。

2 本株式移転の前にイオンの所有株式は会社分割の方法によりイオンマーケットインベストメント株式会社に承継される予定です。

(当期連結財務諸表に対する監査報告書)

当社は、会社法の株式移転の手續に基づき、平成27年3月2日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。

(当期財務諸表に対する監査報告書)

当社は、会社法の株式移転の手續に基づき、平成27年3月2日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。